

平成28年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省28-①)

施策名	目標1-1 地球温暖化対策の計画的な推進による低炭素社会づくり				
施策の概要	地球温暖化対策計画に基づき、中期削減目標の達成に向けて対策・施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、長期目標やパリ協定等を踏まえ、社会経済構造の転換を促進しつつ、長期的・戦略的な取組を進める。				
達成すべき目標	2030年度の温室効果ガス排出を2013年度比26%削減(2005年度比25.4%削減)の水準にするとともに、長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す。				
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	64,131	118,585	109,721
	補正予算(b)	0	0	1,000	
	繰越し等(c)	672	3,697	2,594	
	合計(a+b+c)	53,640	67,828	122,179	
執行額(百万円)	41,839	54,700	70,965		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・当面の地球温暖化対策に関する方針(平成25年3月15日地球温暖化対策推進本部決定) ・地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号) ・第四次環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定) ・日本の約束草案(平成27年7月17日地球温暖化対策推進本部決定、同日に国連に提出) ・地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定) ・政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画(政府実行計画)(平成28年5月13日閣議決定) 				

測定指標	温室効果ガス総排出量(CO2換算トン)	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	42年度	-
		14億800万	13億9,000万	14億800万	13億6,400万	13億2,500万		10億4,200万	
	年度ごとの目標値								
	エネルギー起源二酸化炭素の排出量(CO2換算トン)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		25年度(17年度)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	42年度(32年度)	-
		12億3,500万						9億2,700万	
		(12億1,900万)	12億2,100万	12億3,500万	11億8,900万	11億4,900万		(12億2,400万)	
		年度ごとの目標							
	非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量(CO2換算トン)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		25年度(17年度)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	42年度(32年度)	-
		1億3,440万						1億2,350万	
		(1億4,990万)	1億3,330万	1億3,410万	1億3,250万	1億3,050万		(1億2,980万)	
		年度ごとの目標							
	代替フロン等4ガスの排出量(CO2換算トン)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		25年度(17年度)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	42年度(32年度)	-
3,860万							2,890万		
(2,770万)		3,630万	3,880万	4,200万	4,520万		(4,560万)		
年度ごとの目標									
吸収源活動により確保し	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	-	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	42年度(32年度)		

た温室効果ガスの吸収量 (CO2換算トン)	-	5,280万	6,100万	5,790万	5,880万	H30年4 月 集計予 定	約3,700 万 (約4,690 万)	-
	年度ごとの目標							

代替フロン等4ガスの排出 量(CO2換算トン)	基準値	実績値					目標値	達成
	25年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	42年度	-
	3,910万	3,390万	3,650万	3,910万	4,230万	4,520万	2,890万	
年度ごとの目標値								-

目標達成度の 測定結果 (判断根拠)	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり							
	<p>【温室効果ガスの排出の状況】</p> <p><温室効果ガス排出量></p> <p>○平成27年度の温室効果ガス排出量は、前年度比2.9%減(3,900万トン減)となった。これは、電力消費量の減少や電力の排出源単位の改善などにより、エネルギー起源のCO2排出量が減少したことなどが挙げられる。</p> <p><温室効果ガスの排出抑制等(緩和策)></p> <p>○中央環境審議会地球環境部会・産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会合同会合における検討等を踏まえ、2030年度26%削減の目標達成に向けた道筋を明らかにし、長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すとの方向性を位置付けた「地球温暖化対策計画」を、平成28年5月13日に閣議決定したところ。</p> <p>○さらに、政府全体の長期低排出発展戦略の策定に向け、中央環境審議会地球環境部会長期低炭素ビジョン小委員会において議論を進め、平成28年3月、中央環境審議会地球環境部会において、2050年までに温室効果ガスの排出量の80%削減を実現した社会の絵姿と、目指す姿に向けた政策の方向性を示した「長期低炭素ビジョン」を取りまとめたところ。</p> <p><吸収源による温室効果ガスの排出抑制></p> <p>○H32(2020)年度の吸収量目標値は、京都議定書第2約束期間の算定ルールに則して、森林経営による純吸収量が3,800万t-CO2以上で他吸収源とあわせて計約4,690万t-CO2の確保を目標としている。また、H42(2030)年度は森林吸収源対策で約2,780万t-CO2、他吸収源をあわせて計約3,700万t-CO2の確保を目標としている。</p> <p>○H27年度の吸収量の数値はH32年度目標値を十分上回っているが、今後高林齢化により単位面積当たりの吸収量は減少していくことに注意する必要がある。</p> <p><代替フロン等4ガスの排出抑制></p> <p>○代替フロン等4ガスの排出量が増加傾向にある。これは、オゾン層破壊物質であるHCFCからHFCへの代替に伴い、冷媒分野においてHFCの排出量が増加(平成27年は前年比10.1%増)したことが原因である。平成28年12月より、現行のフロン類に係る規制等の枠組みの総点検を行うとともに、フロン類対策のさらなる施策効果向上やモントリオール議定書HFC改正をうけた対応など今後の対策の在り方についての調査・検討を行うため、フロン類対策の今後の在り方に関する検討会を開催し、3月に報告書を取りまとめた。その内容を踏まえ、平成28年3月より中央環境審議会地球環境部会フロン類対策小委員会において、フロン類対策の今後の在り方について検討中。</p>							

評価結果 施策の分析	<p>【温室効果ガスの排出の状況】</p> <p>○2030年度の2013年度比26%減(2005年度比25.4%減)、さらには2050年までに80%削減という長期目標の達成に向け、さらなる継続的努力が必要である。</p> <p>○地球温暖化対策計画に定める対策・施策が着実に実施されていることを毎年確認するとともに、法に基づき少なくとも3年ごとの計画の見直し検討を行う必要がある。</p> <p>○パリ協定を踏まえた削減目標の定期的な更新、提出、前進や地球温暖化対策計画の見直しに備えた対策・施策の検討を行う必要がある。</p> <p>○2050年80%削減を実現する社会の絵姿を示した長期低炭素ビジョンの実現に向けた道筋を検討するとともに、そのビジョンを土台として、政府全体の長期低排出発展戦略の2020年の期限に十分に先立った策定に取り組む必要がある。</p> <p>【吸収源による温室効果ガスの排出抑制】</p> <p>○吸収源対策に関する国内体制整備は、我が国の吸収量を正しく算定し、算定結果が国際的に認められるために重要である。</p> <p>○ただし、吸収量の目標達成には森林経営活動そのものを行う必要がある。(森林経営活動は林野庁の所管)</p> <p>○本施策の目標達成のため、パリ協定で求められている長期温室効果ガス低排出発展戦略の策定は我が国にとって必要不可欠。また、本戦略の策定にあたっては、他の先進国をはじめとした他国の研究機関・研究者等とのネットワーク体制を活用し、その科学的知見の共有がたいへん重要である。</p> <p>【代替フロン等4ガスの排出抑制】</p> <p>○業務用冷凍空調機器からのフロン類の廃棄時回収率がここ10年ほど3割程度で横ばいの状況であり、代替フロンの排出量が増加しているため、平成28年12月からフロン類対策の今後の在り方に関する検討会において検討を行い、報告書を取りまとめたところであり、平成28年3月以降、中央環境審議会地球環境部会フロン類対策小委員会にて検討を進めている。</p>							
-------------------	---	--	--	--	--	--	--	--

次期目標等への 反映の方向性	<p>【温室効果ガスの排出削減】</p> <p><施策></p> <p>○地球温暖化対策計画に定める対策・施策が着実に実施されていることを毎年確認するとともに、法に基づき少なくとも3年ごとの計画の見直し検討を行う。</p> <p>○2050年80%削減を実現する社会の絵姿を示した長期低炭素ビジョンの実現に向けた道筋を検討するとともに、そのビジョンを土台として、政府全体の長期低排出発展戦略について、2020年の期限に十分に先立った策定に取り組む。</p> <p><測定指標></p> <p>○中期目標及び長期目標の達成に向け、温室効果ガス排出量の測定を継続して算定する。</p> <p>【吸収源対策】</p> <p><施策></p> <p>○H32(2020)年度までの第二約束期間においても、引き続き条約事務局に対し我が国における吸収量を報告し、算定方法の信頼性を向上させるための必要なデータの収集や検討、修正を行う。</p> <p>○また、吸収源分野のインベントリ(温室効果ガス吸排出量の目録)に関する国内検証体制の整備を行う。</p> <p>○さらに、H27年に合意されたパリ協定(気候変動枠組条約の下での2020年以降の新たな枠組み)の実施細則の構築に我が国の意見を反映できるよう、国際交渉における論点の整理・分析を行う。</p> <p><測定指標></p> <p>○測定指標は引き続き温室効果ガス吸収量を用いる。</p> <p>【フロン類対策】</p> <p><施策></p> <p>○代替フロンの排出抑制のため、モントリオール議定書HFC改正を受けた国内担保法、廃棄時回収率の向上など、フロン類対策の総合強化を行う。</p> <p><測定指標></p> <p>○引き続きフロン類排出量を算定する。</p>							
-------------------	---	--	--	--	--	--	--	--

学識経験を有する者の知見の活用

- 中央環境審議会地球環境部会・産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会合同会合において地球温暖化対策計画の検討を行った。
- 中央環境審議会地球環境部会長期低炭素ビジョン小委員会において長期低炭素ビジョンの検討を行った。
- 森林等吸収源分野の排出・吸収量の算定方法を改善するため、「温室効果ガス排出量算定方法検討会」の分科会である「森林等の吸収源分科会」を開催し、学識者の意見を聴取した。
- フロン類対策の今後の在り方に関する検討会において検討を行うとともに、その結果を踏まえ、中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会において検討を行っている。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

<p>担当部局名</p>	<p>地球環境局 低炭素室 フロン対策室</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>木野 修宏 馬場 康弘 木村 正伸</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成29年8月</p>
--------------	----------------------------------	----------------------------	----------------------------------	-----------------	----------------

平成28年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省28-②)

施策名	目標1-2 世界全体での抜本的な排出削減等への貢献				
施策の概要	パリ協定の実施に向けて国際的な詳細ルールの構築に貢献する。また、2°C目標が世界の共通目標となったこと等を踏まえ、世界全体での排出削減に貢献するため、二国間クレジット制度(JCM)等を通じ、途上国等への低炭素技術の普及を推進する。				
達成すべき目標	パリ協定の実施に向けた国際交渉に我が国としてリーダーシップを発揮するとともに、JCMを一層強力に推進するなど、世界全体での抜本的な排出削減に貢献する。				
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度
	予算の状況(百万円)				
	当初予算(a)	17,286	14,330	22,613	18,282
	補正予算(b)	-	-	-	-
	繰越し等(c)	-	1,303	4,172	-
合計(a+b+c)	17,286	15,633	26,785	-	
執行額(百万円)	15,047	12,592	18,158	-	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定) ・宇宙基本計画(平成28年4月1日閣議決定) ・宇宙基本計画工程表(平成28年12月13日改訂) ・攻めの地球温暖化外交戦略(ACE 2.0) ・日本の約束草案 				

測定指標	JCM等を通じた優れた低炭素技術の海外展開の累積の事業規模(環境省施策分、累積)(単位:億円)	実績値			目標値	達成
		26年度	27年度	28年度	32年度	
	年度ごとの目標値	218	633	963	2,000	未達成
測定指標	IPCC第6次評価報告書の作成	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
		IPCC第43回、44回及び45回総会をはじめ各種機会に延べ13名の専門家派遣を支援した。また、1.5°C特別報告書の執筆者として日本から4名の専門家を選ばれ、うち環境省から1名を支援することとなった。			-	-

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 【二国間クレジット制度(JCM)等を通じた途上国等への低炭素技術普及推進】 ○目標年度までに目標値を達成するペースで実績を上げている。 【国際的枠組みへの貢献、各国への連携、支援の進展状況】 ○気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第42回総会(2015年10月)におけるビューロー(議長団)選挙において、日本人ビューローメンバー(インベントリータスクフォース共同議長)が選出されたことなど、第6次評価サイクル(~2022年)の立ち上げに積極的に貢献した。 ○IPCC第6次評価報告書、特別報告書等の作成プロセスを通じて専門家の派遣を行い、気候変動対策における日本の知見の共有・活用を促進した。 ○温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT)による8年にわたる継続観測によって得られた観測データは、IPCC第6次評価報告書の作成に用いられる論文に活用されることが期待される。
	施策の分析	○平成29年6月末時点で110件のJCM資金支援事業を実施しており、うち16件がJCMプロジェクトとして登録済みである。 ○平成29年6月末時点で、環境省施策分で26件のMRV方法論が承認された。また、3か国の5件のプロジェクトからJCMクレジットが発行された。 ○なお、攻めの地球温暖化外交戦略(H25年11月発表(外務省、経済産業省、環境省))に定められたJCM署名国の目標(3年間で倍増、8カ国→16カ国)については、1年前倒しで達成した。 ○温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT)の観測データを利用した論文や関連した論文が平成28年度には51件(平成19年以降合計293件)発行されており、気候変動に関する知見の共有・活用によって施策目標に有効に寄与している。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 具体的な排出削減・吸収プロジェクトの更なる実施に向けて、MRV方法論の開発を含む制度の適切な運用、都市間連携の活用を含む途上国におけるプロジェクトの組成や実現可能性の調査、本制度の活用を促進していくための国内制度の適切な運用、アジア開発銀行(ADB)との連携も含めた更なるプロジェクト形成のための支援等を行う。 【測定指標】 引き続き本測定指標を用いる。

学識経験を有する者の知見の活用	○中央環境審議会地球環境部会において、JCMの進捗状況についての議論を行った。 ○専門家によるGOSAT-2サイエンスチームを運営し、そこでの議論を「いぶき」後継機の開発に反映させている。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 地球温暖化対策計画・約束草案

担当部局名	地球温暖化 市庁舎2F会議室 国際協力室 国際地球温暖化対策推進担当専任専庫	作成責任者名 (※記入は任意)	船橋 第一 杉本 三 竹本 明生 木村 正徳	政策評価実施時期	平成29年8月
-------	---	--------------------	---------------------------------	----------	---------

平成28年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省28-③)

施策名	目標1-3 気候変動の影響への適応策の推進				
施策の概要	気候変動の影響への適応計画に基づき、関係省庁と連携しながら施策を推進するとともに、観測・監視や予測を行い気候変動影響評価を実施し、施策の進捗状況を把握し、必要に応じ見直すという順応的なアプローチによる適応を進める。また、日本国内に限らず、適応にかかる国際協力・貢献の推進も実施する。				
達成すべき目標	適応策の推進により、気候変動影響の被害を最小化あるいは回避し、迅速に回復できる、安全・安心で持続可能な社会の構築を目指す。				
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度
	当初予算(a)	254	418	429	702
	補正予算(b)	0	0	0	-
	繰越し等(c)	0	0	0	
	合計(a+b+c)	254	418	391	
執行額(百万円)	239	380	348		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	・気候変動の影響への適応計画(平成27年11月閣議決定) ・経済財政運営と改革の基本方針2016(平成28年6月2日閣議決定)				

測定指標	気候変動の影響への適応に関する計画等を策定している都道府県・政令市の数	基準値	実績値					目標値	達成
		-	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	31年度	
		-	-	-	-	38	43	67	-
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-
	気候変動の影響評価の実施と適応計画の見直し	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		-	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	32年度	
		-	-	-	気候変動影響評価報告書のとりまとめ	適応計画策定	適応計画のフォローアップ方法の検討	気候変動影響評価報告書のとりまとめ	-
		年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-
	二国間適応支援の推進	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		-	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
-		-	-	支援対象国選定洗い出し達成	2か国において政府間連携・3か国において研究者間連携構築	対象国の適応計画策定にかかる影響評価支援に活用	影響評価支援並びに政策への貢献	-	
年度ごとの目標		-	-	支援対象国選定洗い出し	選定された5か国における政府間連携構築	適応計画策定にかかる影響評価支援	-	-	

(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり

目標達成度の測定結果

(判断根拠)

○以下の施策を通じ、地域における適応の取組を推進した。

- ・11の県・政令市の気候変動影響評価および適応計画策定を直接的に支援した。
- ・気候変動適応情報プラットフォームを昨年8月に立ち上げ、適応に関する情報発信を行った。
- ・地方公共団体向け適応計画策定ガイドラインを作成し、上記プラットフォームウェブサイトに掲載し、地方公共団体の気候変動影響評価と適応計画策定を支援した。

○気候変動の影響への適応に関する関係府省庁連絡会議を開催し、適応計画のフォローアップ方法について検討し、平成29年度に試行的なフォローアップを行うことを決定した。

○中央環境審議会気候変動影響評価等小委員会にて、第2次気候変動影響評価に向けて、適応計画の基盤的・国際的施策について10項目の取組の方向性をとりまとめた。

○5か国において、各国政府の関係者と協議を実施し、優先度の高いセクターにおける気候変動の影響評価を実施した。影響評価の結果は、国家レベル、また地方レベルの適応計画に資する政策への提言となるようにまとめている段階であり、「二国間適応支援の推進」については、施策の目標は達成した。

結果

施策の分析

○適応計画に記載された2020年を目標とした第2次気候変動影響評価へつなげていくため、適応計画に基づく適応策が実施されていることを点検するとともに、基盤的・国際的施策を実行していくことが必要である。

○平成29年度に計画している試行的フォローアップを着実に実施し、本格的なフォローアップにつなげていく必要がある。

○第2次気候変動影響評価に向けての知見の収集を進めるとともに、気候リスク情報の基盤整備を行い、国民の理解促進、民間事業者や地域における適応の取組を促進していく必要がある。

○二国間協力により、各国の適応計画に資する政策(インドネシア:RAN-API、モンゴル:NAPCC(国家気候変動行動計画))に貢献することを目的とした気候変動影響評価を実施し、太平洋小島嶼国における我が国技術の適応分野への活用を踏まえた調査研究を行った。

○また、途上国の気候変動にかかる行政官の能力向上を目的とした、気候変動影響評価・適応計画の人材育成ワークショップを実施した。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

○適応計画の試行的フォローアップを行い、その課程で明らかになった課題等の整理を行う。

○地域における適応の取組を促進するため、地域適応コンソーシアムを立ち上げ、地域ニーズに基づいた気候変動影響の予測・評価を実施する。

○気候変動適応情報プラットフォームを強化し、科学的知見や優良事例の集約・整理と発信を進めることにより、国民・事業者・地方の理解と取組の促進を行う。

○アジア太平洋地域において我が国の科学的研究能力の強みを生かし、各国の気候変動影響評価並びに適応計画策定への貢献を行う。

○国際的に適応を推進していくために、気候リスク情報基盤整備は不可欠であり、二国間協力で得られたデータセットなどにより、アジア太平洋適応情報プラットフォーム(AP-PLAT)を構築する。

【測定指標】

○測定指標は、「気候変動の影響への適応に関する計画等を策定している都道府県・政令市の数」、「気候変動の影響評価の実施と適応計画の見直し」を引き続き用いる。

○適応にかかる国際協力・貢献の推進に向けた明確な指標設定のため、「二国間適応支援の推進」を「気候変動影響評価・適応計画策定の協力プロジェクトを行った国の数」へ変更する。

学識経験を有する者の知見の活用

○中央環境審議会地球環境部会気候変動影響評価等小委員会において、「気候変動適応策を推進するための科学的知見と気候リスク情報に関する取組の方針」の中間とりまとめを行った。

○気候変動適応情報プラットフォームのあり方について、地球観測連携拠点(温暖化分野)に学識経験者等からなる「気候変動適応情報プラットフォーム構築に関するワーキンググループ」を設置し、プラットフォームのあり方、ポータルサイト内容等について検討を行った。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

担当部局名	地球環境局 気候変動適応室	作成責任者名 (※記入は任意)	木村 正伸	政策評価実施時期	平成29年8月
-------	------------------	--------------------	-------	----------	---------

平成28年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省28-⑦)

施策名	目標3-1 大気環境の保全(酸性雨・黄砂対策含む)					
施策の概要	固定発生源及び自動車等からの排出ガスによる大気汚染に関し、環境基準の達成状況の改善を図る。また、酸性雨や黄砂等の広域大気汚染について、人の健康の保護と生活環境の保全の基礎となる評価・監視体制の整備、科学的知見の充実を進める。					
達成すべき目標	大気汚染に係る環境基準達成率の向上、降水酸性度の減少等を図り、大気環境の保全を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	2,082	2,183	2,307	2,187
		補正予算(b)	0	0	103	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	2,082	2,183		
	執行額(百万円)	1,790	2,072	2,275		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	自動車NOx・PM総量削減基本方針(H23.3.25閣議決定)					

測定指標	全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	年度	△
		-	別紙のとおり				集計中	100	
	年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-	
	全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)	基準	実績値					目標	達成
		年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	年度	△
		-	別紙のとおり				集計中	100	
	年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-	
	大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)	基準	実績値					目標	達成
		年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	年度	△
		-	別紙のとおり				集計中	100	
	年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-	
アスベスト大気濃度調査において、10本/L未満で石綿が検出された地点数の割合(%)	基準	実績値					目標	達成	
	年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	年度	○	
	-	100	100	100	100	100	100		
年度ごとの目標	-	-	-	-	-	100	-		
全国の継続測定地点における水銀の指針値達成率(%)	基準	実績値					目標	達成	
	年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	年度	○	
	-	100	100	100	100	100	100		
年度ごとの目標	-	100	100	100	100	100	-		
我が国の降水中pHの加重平均値	基準	実績値					目標	達成	
	年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	年度	×	
	-	4.71	4.78	4.71	4.78	集計中	5.6		
年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ○全国の大気環境基準の達成状況については、光化学オキシダントの環境基準達成率が依然として極めて低く、また、微小粒子状物質(PM2.5)の環境基準達成率も高くない状況である。その他の項目については、概ね改善又は高い達成率で横ばいになっており、浮遊粒子状物質については、平成27年度の環境基準達成率は一般局99.6%、自排局99.7%(平成26年度達成率:一般局99.7%、自排局100%)と、一般局、自排局ともに近年達成又はほぼ達成となっている。 ○自動車NOx・PM法対策地域内の二酸化窒素の平成27年度の環境基準達成率は、一般局で100%、自排局で99.5%(平成26年度達成率:一般局100%、自排局99.1%)となり、近年達成又はほぼ達成となっている。浮遊粒子状物質においては、平成27年度の環境基準達成率は一般局で100%、自排局で99.5%(平成26年度達成率:一般局99.8%、自排局100%)となり、近年達成又はほぼ達成となっている。 ○我が国の降水のpHは依然4.7~4.8前後で推移しており、引き続き酸性化した状態にある。
	施策の分析	○光化学オキシダントについては、環境基準達成率が、一般局、自排局ともに0%であり、達成状況は依然として極めて低い水準となっている。一方、光化学オキシダント濃度の長期的な改善傾向を評価するための指標を用いると、高濃度域の光化学オキシダントの改善が示唆されている。また、平成29年3月に取りまとめられた「光化学オキシダント調査検討会報告書」のシミュレーション解析によると、VOCの削減が光化学オキシダント濃度の低減に有効であることが示されている。 ○PM2.5については環境基準達成率は、一般局で74.5%、自排局で58.4%(平成26年度一般局:37.8%、自排局:25.8%)であり、一般局、自排局ともに改善している。これは、越境汚染の影響を受けにくい気象状況があったこと、中国におけるPM2.5濃度の減少、国内での原因物質の排出量の減少傾向等が影響した可能性があるが、今後の傾向について、引き続き注視していく必要がある。 ○降水のpHの平均値は依然目標値に届かないため、継続的に生態系への影響も含めモニタリングを実施していく。

①全国的一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]

ア. 二酸化いおう エ. 二酸化窒素 キ. トリクロロエチレン コ. 微小粒子状物質(PM2.5)
 イ. 一酸化炭素 オ. 光化学オキシダント ク. テトラクロロエチレン
 ウ. 浮遊粒子状物質 カ. ベンゼン ケ. ジクロロメタン

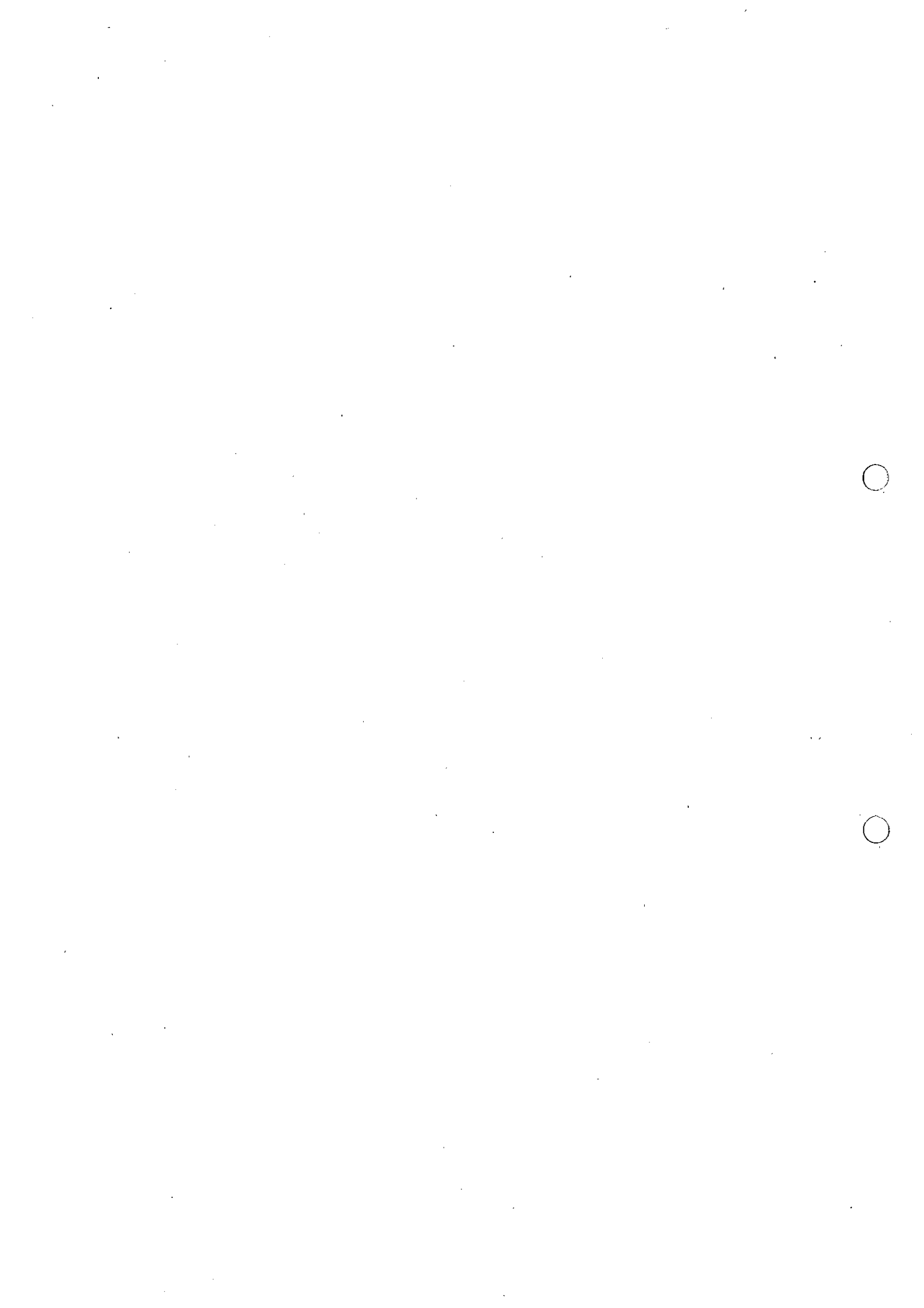
②全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]

ア. 二酸化窒素(NO₂) ウ. 光化学オキシダント オ. 一酸化炭素(CO)
 イ. 浮遊粒子状物質(SPM) エ. 二酸化いおう(SO₂) カ. 微小粒子状物質(PM2.5)

③大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]

ア. 二酸化窒素(NO₂) イ. 浮遊粒子状物質(SPM)

年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	目標年	目標値
①ア	99.7	99.6	99.7	99.7	99.6	99.9	-	100
イ	100	100	100	100	100	100	-	100
ウ	93.0	69.2	99.7	97.3	99.7	99.6	-	100
エ	100	100	100	100	100	100	-	100
オ	0	0.5	0.4	0.3	0	0	-	100
カ	100	99.5	100	99.8	100	100	-	100
キ	100	100	100	100	100	100	-	100
ク	100	100	100	100	100	100	-	100
ケ	100	100	100	100	100	100	-	100
コ	32.4	27.6	43.3	16.1	37.8	74.5	-	100
②ア	97.8	99.5	99.3	99.0	99.5	99.8	-	100
イ	93.0	72.9	99.7	94.7	100	99.7	-	100
ウ	0	0	0	0	3.6	0	-	100
エ	100	100	100	100	100	100	-	100
オ	100	100	100	100	100	100	-	100
カ	8.3	29.4	33.3	13.3	25.8	58.4	-	100
③ア	95.7	99.1	98.6	98.6	99.1	99.5	-	100
イ	99.0	75.6	100	92.3	100	99.5	-	100



次期目標等への反映の方向性	<p>○光化学オキシダントについては、長期的な改善傾向を評価するための指標を用いて、経年変化要因の解明や削減対策効果の把握を進め、有効な削減対策を推進していく。また、PM2.5と共通する課題が多いことにも留意しつつ、中環審「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について(第十三次答申)」(平成29年5月)を踏まえ、VOCの排出抑制対策を着実に推進していく。</p> <p>○PM2.5については、原因物質である各種の大気汚染物質等に関する科学的知見の蓄積を進め、総合的な対策に取り組む上で基礎となる現象解明、情報整備等に引き続き取り組んでいく。</p> <p>○光化学オキシダント及びPM2.5以外の大気汚染物質については、引き続き測定を継続し、高い達成率を維持していく。</p> <p>○酸性雨については、酸性雨の状況及びその影響を把握し、悪影響の未然防止に努める。</p>
---------------	--

学識経験を有する者の知見の活用	<p>○中央環境審議会大気・騒音振動部会自動車排出ガス専門委員会等を開催し、「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について(第13次答申)」(平成29年5月)がとりまとめられた。また、国内のPM2.5対策については、平成27年3月に微小粒子状物質等専門委員会において中間取りまとめが行われた。</p> <p>○平成29年3月に中央環境審議会大気・騒音振動部会自動車排出ガス総合対策小委員会において、総量削減基本方針の中間目標の達成状況及び施策進捗状況の点検評価(中間レビュー)取りまとめが行われた。</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○各年度 大気汚染状況報告書(環境省)</p> <p>○越境大気汚染・酸性雨長期モニタリング計画(環境省 平成14年3月策定・26年3月改訂)</p>
---------------------------	--

担当部局名	<p>総務課 大気環境課 環境管理技術室 自動車環境対策課</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>廣木 雅史(総務課長) 田路 龍吾(環境管理技術室長) 高澤 哲也(大気環境課長/自動車環境対策課長)</p>	政策評価実施時期	平成29年8月
-------	---	----------------------------	--	----------	---------

平成28年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省28-⑧)

施策名	目標3-2 大気生活環境の保全					
施策の概要	騒音・振動・悪臭の防止対策やヒートアイランド対策による大気生活環境の保全					
達成すべき目標	騒音・振動・悪臭の発生防止や、ヒートアイランド問題の改善により、良好な生活環境を保全する。					
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	156	142	132	151
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	156	142	132	
執行額(百万円)	153	127	128			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	騒音に係る環境基準達成率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	年度	×
		-	85.1	85.9	83.7	85.7	集計中	100	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	
	騒音に係る環境基準達成状況(道路に面する地域)(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	-	△
		-	92.6	92.9	93.2	93.6	集計中	100	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	
	航空機騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース)(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	年度	×
		-	77.6	76.5	76.0	79.8	集計中	100	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	
	新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース)(%)	基準	実績値					目標	達成
		年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	年度	×
		-	60.2	58.3	51.8	53.5	集計中	100	
	年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-	
	振動に係る全国の苦情件数(件)	基準	実績値					目標	達成
		年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	年度	-
-		3254	3351	3180	3011	集計中	-		
年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-		
悪臭に係る全国の苦情件数(件)	基準	実績値					目標	達成	
	年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	年度	-	
	-	14411	13792	13136	12959	集計中	-		
年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-		
熱中症予防サイトの閲覧数(アクセス件数:万件)	基準	実績値					目標	達成	
	年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	年度	-	
	-	770	1,100	1,400	1,300	1,150	-		
年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-		

<p>評価結果</p>	<p>(各行政機関共通区分) 進展が大きくない</p> <p>(判断根拠)</p> <p>○騒音に係る環境基準の達成状況は、各年度での測定件数の違い等を考慮する必要があるものの、近年横ばい傾向にあり、平成27年度の環境基準の達成状況は85.7%となっている。</p> <p>○自動車騒音に関する環境基準の達成状況は、各年度で評価の対象としている住居等の違いを考慮する必要があるものの、近年緩やかな改善傾向にあり、道路に面する地域における平成27年度の環境基準の達成状況は、93.6%となっている。</p> <p>○航空機騒音については、各年度での測定件数の違い等を考慮する必要があるものの、平成27年度の環境基準達成状況は79.8%であり、平成26年度と比較してやや改善した。</p> <p>○新幹線鉄道騒音については、各年度での測定件数の違い等を考慮する必要があるものの、平成27年度の環境基準達成状況は53.5%であり、平成26年度と比較してやや改善した。</p> <p>○振動に関する苦情件数は増加傾向にあるが、平成26年度から減少に転じた。</p> <p>○悪臭に関する苦情件数は12年連続で減少している。</p> <p>○ヒートアイランド対策については、熱中症予防情報サイトのアクセス数は例年より減少した。</p>				
<p>施策の分析</p>	<p>○騒音・振動・悪臭対策については、今後とも必要な施策強化等を図っていく必要がある。具体的には、例えば、平成27年度の第4次環境基本計画の点検において、新幹線鉄道騒音の環境基準の見直しが今後の課題とされたため、評価方法等の見直しについて検討を行う必要がある。</p> <p>○ヒートアイランド対策については、平成25年に改正されたヒートアイランド対策大綱や平成27年に策定された気候変動の影響への適応計画を踏まえて、暑熱対策の普及を促進する必要がある。また、熱中症予防サイトによる情報提供を継続して行う必要がある。</p>				
<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>○騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法により適切な施行のため、引き続き、法の施行状況や発生源に係るデータ等を収集し、必要な施策強化に反映する。</p> <p>○暑熱対策については、まちなかの暑さ対策ガイドラインの講習会を行うなどして引き続き普及啓発を行う。また、熱中症予防サイト等による熱中症予防のための情報提供を推進する。</p>				
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>学識経験者を委員とする「風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会」を局長諮問により立ち上げ、風力発電施設からの騒音等の目安となる値について検討を行った。</p> <p>また、「騒音等の測定・評価マニュアルに係る検討会」、「鉄道騒音の分析・評価に係る検討会」、「低周波音問題対応の手引き書等の改定に係る検討会」、「悪臭公害防止強化対策に関する検討会」、「航空機騒音測定・評価方法検討会」、「新幹線鉄道騒音予測・評価手法検討会」、「余剰地下水等を利用した低炭素型都市創出のための調査・検証事業に係る検討会」等を開催し、学識経験を有する者のご意見を伺いながら検討を行った。</p>				
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>各年度 騒音規制法施行状況調査(環境省)</p> <p>各年度 振動規制法施行状況調査(環境省)</p> <p>各年度 悪臭防止法施行状況調査(環境省)</p> <p>各年度 自動車交通騒音実態調査報告(環境省)</p>				
<p>担当部局名</p>	<p>大気生活環境室 環境管理技術室 自動車環境対策課</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>行木 美弥(大気生活環境室長) 田路 龍吾(環境管理技術室長) 高澤 哲也(自動車環境対策課長)</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成29年8月</p>

平成28年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省28-⑨)

施策名	目標3-3 水環境の保全(海洋環境の保全を含む)					
施策の概要	水質汚濁に係る環境基準等の目標を設定して、その達成状況の改善を図るとともに、適切な地下水管理を推進し、健全な水循環の確保に向けた取組を推進する。また、海洋環境の保全に向けて国際的な連携の下、国内における廃棄物の海洋投棄の規制等による海洋汚染の防止を図る。更に、海洋ごみ対策について、海岸漂着物処理推進法に基づく回収・処理、国内での廃棄物の適正処理等の推進による陸域等からの海洋ごみの発生抑制、海洋ごみの実態把握のための調査研究、国際的連携等に取り組む。					
達成すべき目標	水質汚濁に係る環境基準達成率の向上等により、健全な水循環の確保を目指す。また、廃棄物の海洋投棄の規制等により、海洋環境の保全を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	2,075	2,684	2,703	2,912
		補正予算(b)	2,500	2,601	2,700	
		繰越し等(c)	▲ 2,500	▲ 101	2,152	
		合計(a+b+c)	2,075	5,184		
執行額(百万円)	1,946	4,939	5,131			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	1 公共用水域における水質環境基準の達成率(健康項目)(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	年度	○
		-	99.0	99.2	99.1	99.1	集計中	-	
		年度ごとの目標	100	100	100	100	100		
	2 公共用水域における水質環境基準の達成率(生活環境項目BOD/COD)(%)	基準	実績値					目標	達成
		年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	年度	△
		(河川)	93.1	92.0	93.9	95.8	集計中	-	
		(湖沼)	55.3	55.1	55.6	58.7	集計中	-	
		(海域)	79.8	77.3	79.1	81.1	集計中	-	
	全体	88.6	87.3	89.1	91.1	集計中	-		
	年度ごとの目標	100	100	100	100	100			
	3 地下水における水質環境基準の達成率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	年度	△
		-	93.9	94.2	93.8	94.2	集計中	100%	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-		
	4 閉鎖性海域における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全りん)等	基準値	実績値					目標値	達成
		-	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	年度	△
		-	別紙の通り					100%	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-		
	5 地盤沈下監視を実施した地域の内、2cm/年を超える沈下が発生していない地域の割合について100%を目指す。	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	年度	△
		-	79.4	86.2	93.1	82.4	集計中	100%	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-		
	6 陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量(万トン)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
年度		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	年度	○	
180以下		173	129	102	64	集計中	180以下		
年度ごとの目標		-	-	-	-	-			

	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>○健康項目全体(27項目)の環境基準達成率(27年度)は99.1%で、主要な測定指標はほぼ目標値に近い。なお、基準値超過の主な原因は、自然由来が最も多い。</p> <p>○生活環境項目(BOD/COD)の環境基準達成率(平成27年度)については、河川は95.8%、湖沼は58.7%、海域は81.1%、全体91.1%であり、河川についてはほとんどの地点で環境基準を達成しており、概ね目標値に近い。</p> <p>○地下水の環境基準達成率(27年度)は94.2%と概ね目標値に近い。</p> <p>○閉鎖性海域における窒素及びりん等の環境基準達成率(平成27年度)は、東京湾66.7%、伊勢湾71.4%、大阪湾100%、瀬戸内海(大阪湾を除く)96.5%であり、窒素及びりんが総量削減の対象項目として追加された平成13年度(東京湾50%、伊勢湾57%、大阪湾33%、瀬戸内海(大阪湾を除く)98%)と比べて着実に改善してきている。</p> <p>○赤潮発生件数については、人為的な要因によらず発生することもあり、発生件数をゼロにすることは困難であるが、近年は横ばい傾向となっており、最も件数の多い時期(例えば瀬戸内海では昭和51年度に299件発生)に比較すれば減少している(瀬戸内海では平成27年度に80件発生)。</p> <p>○地盤沈下監視(のための水準測量)が実施された地域が毎年異なるため、実績値は年によって変動するものの、目標値に向かって近づいている傾向である。</p> <p>○陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量については減少傾向にあり、平成27年度も目標を達成した。</p>
<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(判断根拠)</p>
<p>評価結果</p>	<p>○健康項目(27項目)については、ほぼ全国的に環境基準を達成している状況。</p> <p>○生活環境項目(BOD/COD)については、全体としては流域からの負荷削減の取り組み等により徐々に改善の傾向にあるが、湖沼や閉鎖性海域では達成率は十分ではない状況。引き続き各種施策の推進により、環境基準達成率の向上を図る。</p> <p>○地下水については、概ね環境基準を達成している状況であるが、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」の項目における基準値超過率が最も高い状況である。引き続き各種施策の推進により、環境基準達成率の向上を図る。</p> <p>○近年、法規制対象外地域における地盤沈下が見られることから、要因分析等を行った上で対策を講じ、目標値の達成を図る。</p> <p>○閉鎖性海域については、陸域からの汚濁負荷量は着実に減少し、水質は改善傾向にあるものの、富栄養化や貧酸素水塊は依然として発生している。</p> <p>○海洋ごみ対策について、海岸漂着物処理推進法(平成21年7月公布・施行)に基づく基本的な方針(平成22年3月閣議決定)を踏まえ、関係省庁会議の開催(平成29年6月)等により政府一体となった取組を推進している。具体的には、関係部局とも連携しつつ、自治体に対する財政支援等による回収・処理、国内での廃棄物の適正処理等の推進による陸域等からの海洋ゴミの発生抑制、海洋中におけるマイクロプラスチックに係る日本周辺海域等の分布状況や吸着されているPCB等に係る実態把握のための調査・研究を進めるとともに、G7環境大臣会合(平成28年5月富山、平成29年6月イタリア・ボローニャ)、TEM(日中韓三カ国環境大臣会合。第18回:平成28年4月、静岡)を通じた国際的連携・協力を図った。</p>
<p>施策の分析</p>	<p>○今後も引き続き、水質汚濁の現状を把握する。</p> <p>○健康項目及び生活環境項目のBOD/CODに関し、環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されるものが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は水環境の状況を把握するものとしての的確であるため、引き続き測定指標とする。</p> <p>○地下水については、特に「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」の環境基準達成率の向上のため、水循環基本計画に基づき、地域における取組の推進のために必要な情報をとりまとめたガイドライン策定等に向けた検討を進める。</p> <p>○閉鎖性海域については、平成29年6月を目途に関係都府県が策定する第8次総量削減計画等に基づき取組を推進する。</p> <p>○全国の地盤沈下状況については、引き続き、全国の自治体から報告を受け、取りまとめ結果を自治体等へ発信することで、地盤沈下防止に係る積極的な働きかけを図る。</p> <p>○赤泥は平成26年度末に海洋投入処分が終了し、平成27年度以降、海洋投入処分が行われる見込みはない。建設汚泥についても平成28年度末に、海洋投入処分の許可期間が終了したため、平成29年度以降は、陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量を0万トンとすることを目標とする。</p> <p>○引き続き、マイクロプラスチックを含む海洋ごみについて、発生抑制、実態把握のための調査等を実施。</p>
<p>次期目標等への反映の方向性</p>	

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>○中央環境審議会水環境部会における各専門委員会において、環境基準項目および環境基準の水域類型指定の見直し検討について審議を行った。</p> <p>○中央環境審議会水環境部会排水規制等専門委員会において、ほう素、ふっ素及び硝酸性窒素等に係る暫定排水基準の見直しについて審議を行った。</p> <p>○中央環境審議会水環境部会瀬戸内海環境保全小委員会において、瀬戸内海環境保全特別措置法及び瀬戸内海環境保全基本計画に基づく取組状況について審議を行った。</p> <p>○中央環境審議会水環境部会総量削減専門委員会において、第8次水質総量削減の在り方について審議を行い、平成27年12月に中央環境審議会から答申がなされた。</p> <p>○中央環境審議会水環境部会総量規制基準専門委員会において、水質に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準の設定方法について審議を行い、平成28年5月に中央環境審議会から答申がなされた。</p> <p>○有明海・八代海等総合調査評価委員会及び二つの小委員会において、有明海・八代海等の再生に向けた評価について検討を行い、平成29年3月に報告が取りまとめられた。</p> <p>○法に基づく海岸漂着物対策専門家会議において、毎年度、政府や都道府県における各種施策の実施状況を踏まえ、専門家から進言を受け、必要な対応について、検討を行った。</p>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>各年度公共用水域水質測定結果(環境省)、地下水質測定結果(環境省)、全国の地盤沈下地域の概況(環境省)</p>
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>水環境課 閉鎖性海域対策室 海洋環境室 地下水・地盤環境室</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>渡邊 廣正(水環境課長/地下水・地盤環境室長) 山本 郷史(閉鎖性海域対策室長) 中里 靖(海洋環境室長)</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成29年8月</p>
--------------	--	----------------------------	--	-----------------	----------------

4 閉鎖性海域における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全りん)等

別紙

瀬戸内海(大阪湾を除く)における水質環境基準の達成率(%) (上段:COD、下段:全窒素・全りん)	基準値	実績値					目標値
	年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	年度
	—	79.3	77.3	78.0	76.7	調査中	100
		98.2	98.2	96.5	96.5		100
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	
大阪湾における水質環境基準の達成率(%) (上段:COD、下段:全窒素・全りん)	基準値	実績値					目標値
	年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	年度
	—	66.7	66.7	66.7	75.0	調査中	100
		100	100	100	100		100
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	
東京湾における水質環境基準の達成率(%) (上段:COD、下段:全窒素・全りん)	基準値	実績値					目標値
	年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	年度
	—	63.2	63.2	63.2	63.2	調査中	100
		83.3	83.3	83.3	66.7		100
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	
伊勢湾における水質環境基準の達成率(%) (上段:COD、下段:全窒素・全りん)	基準値	実績値					目標値
	年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	年度
	—	56.3	56.3	50.0	68.8	調査中	100
		57.1	85.7	71.4	71.4		100
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	
赤潮の発生件数[件] (瀬戸内海/有明海/八代海)	基準値	実績値					目標値
	年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	年度
	—	116/44/16	83/40/16	97/37/11	80/35/25	調査中	—
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	

平成28年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省28-⑩)

施策名	目標3-4 土壤環境の保全							
施策の概要	<p>○市街地等土壤汚染対策については、土壤汚染による人の健康被害の防止のために、土壤汚染対策法に基づき、環境リスクの適切な管理を確保する。</p> <p>○ダイオキシン類については、ダイオキシン類土壤汚染対策地域において対策事業を実施する。</p> <p>○畑作物中のカドミウム及び米中のヒ素に関する規格基準設定に備え、農用地土壤汚染防止法における対策地域指定要件等の規制手法確立を目指すための科学的知見の集積を図る。</p>							
達成すべき目標	土壤汚染による環境リスクを適切に管理し、土壤環境を保全する。							
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度			
	予算の状況(百万円)							
	当初予算(a)	243	283	288	291			
	補正予算(b)	0	0	0				
	繰越し等(c)	▲14	14	0				
合計(a+b+c)	238	297	288					
執行額(百万円)	229	247	267					
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)								
測定指標	土対法第6条に規定する要措置区域における指示措置の実施率(%) (成果実績=指示措置実施区域数/要措置区域数)	基準	実績値				目標	達成
		年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	年度
		-	80.2	69.9	74.5	91.5	集計中	100
	年度ごとの目標		-	-	-	-		
	ダイオキシン類土壤汚染対策地域の対策完了率(%)	基準	実績値				目標	達成
		年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	年度
-		100	83.3	83.3	100	100	100	○
年度ごとの目標		-	-	-	-			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり	(判断根拠) ○施行状況調査の結果、土壤汚染対策法の適切な運用により、要措置区域における指示措置の実施率は約92%(平成27年度)となっている。 なお、指示措置の実施率の算出に用いる指示措置実施区域数については、平成27年度から、「措置を実施中の区域数」を追加した。 ○ダイオキシン類土壤汚染対策地域(以下「対策地域」という。)として指定された6地域全てにおいて、対策計画に基づく対策が完了しており、達成率は100%となった。
	施策の分析	○市街地土壤汚染対策については、土壤汚染対策法が適切に運用され、土壤汚染が把握されるとともに、措置が行われていることから、引き続き土壤汚染対策を確実に実施していくことが重要である。なお、土壤汚染に関する適切なリスク管理を推進するため、平成29年5月に土壤汚染対策法の一部を改正する法律が公布された。 ○ダイオキシン類土壤汚染対策については、国民の健康保護のため、都道府県が指定するダイオキシン類対策地域での対策が確実に行われるよう、支援が必要である。 ○農用地土壤汚染対策については、施策が着実に進展していることから、引き続き、施策を実施し、農用地土壤の汚染に起因して人の健康を損なうおそれがある農作物が生産されることを防止するため、必要に応じて指定要件等の見直しを行う。	
	次期目標等への反映の方向性	国民の健康保護の観点から、土壤汚染による環境リスクを適切に管理し、土壤環境を保全することが重要であることから、引き続き当該施策を行っていく。	

学識経験を有する者の知見の活用	中央環境審議会土壤農薬部会土壤制度小委員会において、平成28年3月から今後の土壤汚染対策の在り方について審議が行われ、同年12月に「今後の土壤汚染対策の在り方について(第一次答申)」が答申された。土壤汚染に関する適切なリスク管理を推進することとされた第一次答申の内容を踏まえ、平成29年3月に土壤汚染対策法の改正法案を国会に提出し、同年5月に可決・成立した。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	各年度 土壤汚染対策法の施行状況及び土壤汚染調査・対策事例等に関する調査結果(環境省) 各年度 土壤汚染調査・対策手法検討調査業務(環境省) 各年度 ダイオキシン類対策特別措置法施行状況(環境省) 各年度 農用地未規制物質対策調査業務及び農用地土壤環境調査手法等検討調査業務(環境省)
---------------------------	---

担当部局名	土壤環境課	作成責任者名 (※記入は任意)	名倉 良雄(土壤環境課長)	政策評価実施時期	平成29年8月
-------	-------	--------------------	---------------	----------	---------

平成28年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省28-⑩)

施策名	目標3-5 ダイオキシン類・農薬対策					
施策の概要	ダイオキシン類について、総排出総量を削減し、環境基準の達成率をできる限り100%に近づける。また、農薬について農薬の使用に伴い水産動植物に著しい被害が生じることのないよう魚類等の毒性試験に基づき速やかに水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準(水産基準)を設定する。					
達成すべき目標	ダイオキシン類について、我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画に基づき、全ての地点で環境基準を達成する。 水産基準が未設定の農薬について、平成32年度までに全ての基準を設定する。					
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	169	151	158	147
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	169	151	155	
執行額(百万円)	151	133	147			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	1 ダイオキシン類排出総量(g-TEQ/年)	基準値	実績値					目標値	達成
		-	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	年度	○
		-	136~138	128~130	121~123	118~120	集計中	-	
		年度ごとの目標値	176以下	176以下	176以下	176以下	176以下		
	2 ダイオキシン類に係る環境基準達成率(%)	基準	実績値					目標	達成
		-	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	年度	△
		大気	100	100	100	100	集計中	100	
		公共用水域(水質)	98.1	98.2	98.6	98.5	集計中	100	
		公共用水域(底質)	99.6	99.6	99.8	99.8	集計中	100	
		地下水室	99.6	99.5	100	100	集計中	100	
	土壌	100	100	100	100	集計中	100		
	年度ごとの目標	-	-	-	-	-			
3 水産動植物の被害防止に係る登録保留基準の設定及び設定不要と評価した農薬数(累計)	基準値	実績値					目標	達成	
	-	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	32年度	○	
	-	260	309	386	413	477	584		
	年度ごとの目標値	246	310	359	436	466			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ○平成27年度のダイオキシン類排出量は、総量及び事業分野別排出量とも、当面の間の目標量を下回っており、削減目標の達成が確認された。また、平成27年度の全国の環境調査結果では、大気・地下水質・土壌は100%、その他も概ね環境基準を達成している。 ○水産基準について、平成28年度の目標値を超えて達成できている。
	施策の分析	○環境濃度(常時監視)、施行状況、排出インベントリー調査を実施することにより、ダイオキシン類の国内での現状が把握できており、これに基づいてほぼ目標を達成している事が確認できている。また、環境濃度、排出インベントリーは継続的に毎年更新されている。 ダイオキシンの環境測定に係わる信頼性を確保するために、精度管理に関して専門的な見地から検討を行っている。 ○28年度に水産基準を設定した全ての農薬について、国内外の信頼性の高いデータベース等を活用し、毒性文献データを検索。文献データが得られた場合には、その内容を精査の上、基準値設定の際の基礎情報として活用。このような取組により、基準値の科学的信頼性を確保した。
	次期目標等への反映の方向性	○ダイオキシン類については、排出量等の指標を用い、現在の施策を引き続き推進し、継続的な改善に努めていく。 ○農薬については、平成29年度の水産基準の評価農薬数をこれまでと同様30農薬とし、着実な基準設定に努め、農薬による水産動植物への被害防止を図る。

学識経験を有する者の知見の活用	○学識経験者を委員とする水産動植物登録保留基準設定検討会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会を開催し、審議を行った(H28年度)。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	各年度 ダイオキシン類の排出量の目録(排出インベントリー) 各年度 ダイオキシン類に係る環境調査結果
---------------------------	---

担当部局名	ダイオキシン対策室 農薬環境管理室	作成責任者名 (※記入は任意)	廣木 雅史(ダイオキシン対策室長) 小笠原 毅輝(農薬環境管理室長)	政策評価実施時期	平成29年8月
-------	----------------------	--------------------	---------------------------------------	----------	---------

平成28年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省28-⑫)

施策名	目標3-6 東日本大震災への対応					
施策の概要	被災地及び周辺地域の基礎的な情報等を的確に把握、提供するための環境モニタリング調査等を実施する。					
達成すべき目標	被災地及び周辺地域の環境に関する基礎的な情報等を的確に把握し、情報を国民に提供することで、国民の不安解消と復旧復興に資する。					
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	865	786	749	537
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	
	合計(a+b+c)	865	786			
	執行額(百万円)	789	676	572		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	1 公共用水域放射性物質モニタリング調査結果の速報回数(回)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	年度	
		-	29	52	50	53	53	-	○
		年度ごとの目標値	34	52	50	50	53		
	2 地下水放射性物質モニタリング調査結果の公表回数(回)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	年度	
		-	4	4	4	4	4	4	○
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-		
	3 被災影響海域における海洋環境関連モニタリング調査結果の公表回数(回)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	年度	
		-	1	1	1	1	1	1	○
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-		
	4 アスベスト大気濃度モニタリング調査において、10本/Lを超えて石棉が検出された地点(延べ)数のうち、迅速かつ適切に自治体による事業者等への改善指導が行われた(延べ)地点数の割合。(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	年度	
		-	-	-	100	100	100	-	○
		年度ごとの目標値	-	-	100	100	100		

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	目標達成
	(判断根拠)	公共用水域や地下水、被災影響海域における海洋環境関連の放射性物質モニタリング調査等、及びアスベスト大気濃度調査等の定期的な実施により、汚染状況を的確に把握し、情報を国民に提供した。
施策の分析	<p>○当該施策については、政府の「総合モニタリング計画」等に基づいて平成24年度から継続的に実施しており、平成28年度においては公共用水域602地点、地下水369地点、被災影響海域38地点、アスベスト大気濃度は95地点でモニタリングを実施している。</p> <p>○公共用水域放射性物質モニタリング調査結果の速報回数については、定期的に放射性物質を調査し、速やかに公表している。平成28年度においては53回の公表目標に対し、100%達成している。</p> <p>○地下水放射性物質モニタリングや被災影響海域における海洋環境関連モニタリングの調査結果については、毎年度所定の回数を公表している。</p> <p>○アスベスト大気濃度モニタリング調査については、結果として平成26年度以降に10本/Lを超えて石棉が検出された地点はなかったが、本施策では被災地における石棉飛散状況を把握するとともに、飛散が見られた場合には適切に改善指導が行われる体制を整えており、国民の不安解消と復旧復興の目的に寄与しているものと考えられる。</p>	
評価結果		

<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>○今後も引き続き、被災地住民をはじめとする国民の不安解消のために、公共用水域や地下水の放射性物質モニタリング調査を推進していく。</p> <p>○アスベスト大気濃度を的確に把握し、広く国民へ提供するとともに、飛散がみられた場合に適切な改善指導が行われることは国民の不安解消と復旧・復興に資するものと考えられることから、次期目標も同様の方向とする。</p> <p>○被災地海域の有害物質、放射性物質モニタリング調査等の実施により、汚染状況を的確に把握し、情報を国民に提供することで、国民の不安解消と復旧・復興に資するため、引き続き調査結果を公表する。</p>
----------------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>測定地点の選定基準・測定方法等について有識者を含めた委員会での検討を行っている。</p>
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公共用水域における放射性物質モニタリング測定結果(環境省HP) ・地下水質のモニタリング調査における放射性物質濃度の測定結果について(環境省HP) ・被災地における海洋環境モニタリング調査結果の公表について(環境省HP) ・東日本大震災アスベスト対策合同会議(環境省HP) ・被災地におけるアスベスト大気濃度調査結果について(環境省HP)
----------------------------------	--

<p>担当部署名</p>	<p>大気環境課 水環境課 海洋環境室 地下水・地盤環境室</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>高澤 哲也(大気環境課長) 渡邊 康正(水環境課長/地下水・地盤環境室長) 中里 頌(海洋環境室長)</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成29年 8月</p>
--------------	---	----------------------------	---	-----------------	-----------------

施策名	5-1. 基盤的施策の実施及び国際的取組				
施策の概要	生物多様性国家戦略を始めとする自然環境保全のための政策の策定、及びそのために必要な情報の収集・整備・提供を行う。また、国際的枠組への参加等を通じて地球規模の生物多様性の保全を図る。				
達成すべき目標	生物多様性国家戦略2012-2020に基づき、各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。また、国際的枠組への参加を通じて、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全を図る。				
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度
	当初予算(a)	1,379	1,399	1,360	1,313
	補正予算(b)	0	▲1	▲5	—
	繰越し等(c)	0	0	(※記入は任意)	
	合計(a+b+c)	1,379	1,398	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	1,310	1,331	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	生物多様性国家戦略2012-2020 (平成24年9月28日 閣議決定)				

測定指標	「生物多様性」の認識状況	基準値	実績値					目標値	達成
		16年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	31年度	-
		30%	56%	-	46%	-	-	75%	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	-
	生物多様性地域戦略策定自治体数(都道府県)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		23年度 18都道府県	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	32年度	×
		24	32	35	39	40	47		
	年度ごとの目標	47	47	47	47	47	47	47	47
	生物多様性国家戦略2012-2020に定める我が国の国別目標の関連指標の改善状況	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		22年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	32年度	-
		-	-	-	54%	70%	集計中	100%	
	年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-	-
全国の1/2.5万地形図面数に対する植生図整備図面数の割合[整備図面数/全国土図面数]	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	18年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	32年度	○	
	国土の35%	64%	69%	72%	77%	80%	100%		
年度ごとの目標	64%	68%	72%	77%	80%	80%	80%	80%	

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関関係区分)	相当程度進展あり
		(判断根拠)
<p><生物多様性保全のための政策の策定及び必要な情報の収集></p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛知目標達成に向け、平成28年11月に、これまでの進捗状況を踏まえて一層強化する取組等をまとめた「生物多様性国家戦略2012-2020の達成に向けて加速する施策」を公表した。なお、我が国の国別目標の関連指標は、改善傾向にある。 ・生物多様性地域戦略については、平成28年度末時点で、40都道府県が策定しており目標に近づいている。 ・植生図の整備図面数は、平成28年度末時点で、国土の80%の整備が完了し、着実に成果をあげている。 ・平成28年3月に策定した「サンゴ礁生態系保全行動計画2016-2020」を推進するため、サンゴ礁生態系保全モデル事業の実施やフォローアップワークショップ及びシンポジウム等を開催した。 <p><生物多様性に関する国民への普及啓発></p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府世論調査によれば、平成24年度の生物多様性の認知度は56%と、調査対象の過半数に認識されていたものの、平成26年度には46%に低下した。 ・多様なセクターにより構成される「国連生物多様性の10年日本委員会」(事務局:環境省)において、各セクター間の情報交換を目的とした全国ミーティングや地域フォーラムの開催、委員会が推奨する連携事業の認定、生物多様性の認知度向上のための普及啓発ツールの利用促進等を実施した。 ・事業者の民間参画を促進するため、策定から7年以上経過していた「生物多様性民間参画ガイドライン」を改定するべく検討を開始した。また、企業の生物多様性保全活動による貢献度の評価を試行した。 <p><国際的枠組への参加></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性条約第13回締約国会議に参加するとともに名古屋議定書第2回締約国会合にオブザーバーとして参加し(国連生物多様性会議 メキシコ・カンクン2016、平成28年12月・メキシコ)、情報収集を行った。また、名古屋議定書については、国内措置の案を取りまとめ(平成29年1月)、平成29年5月に締結に至った。 ・南極条約協定締約国会議(平成28年5月・チリ)に積極的に参画することにより、南極地域の環境保護に向けた国際的取組に貢献した。南極条約議定書附属書VIの対応については、検討会を開催し国内措置の検討を行った。 ・IPBES(生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム)第5回総会(平成29年3月・ボン)及び関連会合へ専門家を派遣し、情報収集及びインプットを行った。また、国内連絡会・報告会を開催し、収集した情報等を専門家等に共有した。 ・ICRI(国際サンゴ礁イニシアティブ)東アジア地域会合を平成20年から毎年開催し、ICRI東アジア地域サンゴ礁保護区ネットワーク戦略2010の実施を主導。また、平成26年から平成28年にかけてタイとともにICRI事務局を担い、タイにおいて第30回ICRI総会や熱帯地域のサンゴ礁の保全に関する研修プログラムを開催するなど、国際的なサンゴ礁保全においてリーダーシップを発揮した。平成28年度からは地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク東アジア会合を開催し、東アジアにおける地域解析の促進に貢献している。 		

<p>計画結果</p>	<p>施策の分析</p>	<p><生物多様性保全のための政策の策定及び必要な情報の収集> 「生物多様性国家戦略2012-2020の達成に向けて加速する政策」を取りまとめ、今後対応すべき課題が明確となったため、これらの課題を優先的に解決し、愛知目標の達成を目指していく必要がある。</p> <p>・生物多様性地域戦略については、計画未策定の都道府県に対し、計画策定済みの自治体が計画を策定するに至った経緯や、地域戦略の策定・実施時の困難点、地域ごとに工夫されている点等について情報提供することで、計画策定に係る支援を行っていく必要がある。</p> <p><生物多様性に関する国民への普及啓発> ・国やUNDB-J等による広報・普及啓発、自然とのふれあいの体験の充実、環境配慮型商品の普及等による国民のライフスタイルの転換に向けた取組等を通じて生物多様性の社会における主流化を推進するための取組を継続して進めていく必要がある。</p> <p><国際的枠組への参加> ・生物多様性条約関連委員会に関しては、我が国のリーダーシップによって採択された愛知目標の達成や、名古屋議定書の実効性のある運用に向けて、これらの国際的議論に積極的に引き続き参加する必要がある。</p> <p>・南極環境保護法に基づく南極地域活動の環境影響評価等を実施するとともに、南極条約協議国会議に積極的に参画することにより、南極地域の環境保護に向けた国際的取組に貢献する必要がある。</p> <p>・科学と政策の統合を目指すIPBESの総会及び関連委員会に積極的に参画することにより、地球規模の生物多様性の保全に貢献する。</p> <p>・平成26～28年にかけてタイとともにICRI事務局を担い、沖縄県において第29回ICRI総会を開催(平成26年10月)するなど、国際的なサンゴ礁保全においてリーダーシップを発揮した。平成28年度からは地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク東アジア解析の推進に取り組んでおり、特に東アジア地域における効果的かつ効率的な事業の推進が重要である。</p>			
<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】</p> <p><生物多様性保全のための政策の策定及び必要な情報の収集> 「生物多様性国家戦略2012-2020の達成に向けて加速する施策」を中心に、取組の一層の加速を図る。</p> <p><生物多様性に関する国民への普及啓発> ・国連生物多様性の10年日本委員会(UNDB-J)の各団体が有する広いネットワークと現場との繋がりを最大限に活用し、国民への広報を強化する。 ・事業者の民間参画を促進するため、策定から7年以上経過していた「生物多様性民間参画ガイドライン」を改訂するべく検討を開始したところであり、平成29年度に改訂を行うとともに、シンポジウムの開催やモデル事業の実施など、事業者や事業者団体への普及啓発を強化する。</p> <p><国際的枠組への参加> ・生物多様性条約が掲げる愛知目標についてはその達成に向けて、引き続き締約国会合等における議論に積極的に参加していく。名古屋議定書については、平成29年8月20日に我が国について効力を発することを踏まえて、締約国会合及び関連委員会に積極的に日本の知見をインプットし、我が国の実態を踏まえた適切な国際ルールを策定を求めていく。 ・南極の昭和基地における環境影響モニタリングを継続的に実施するとともに、南極観測隊や国内外の南極旅行取扱業者等への南極環境保護法の普及啓発を進める。さらに南極条約議定書附屬書VIIについて関係省庁等の意見を踏まえながら引き続き国内措置の検討を行う。 ・IPBES作業計画2014-2018の成果物(成果文書)が計画に則り作成され、IPBES総会にて承認・公表されるように、IPBES総会や関連委員会への専門家の派遣等を通じ積極的に日本の知見をインプットし、引き続き生物多様性分野における科学と政策の統合に向けた国際的取組の進展に貢献する。 ・国際サンゴ礁イニシアチブ(ICRI)及び地球規模サンゴ礁モニタリングネットワークの枠組みにおける情報共有を促進し、効果的なサンゴ礁保全を国際的に進める。</p> <p>【測定指標】</p> <p><「生物多様性」の認識状況> ・引き続き本指標を活用することとし、生物多様性に関する国民への普及啓発を一層推進することにより、生物多様性の認知度の向上を図る。 ・具体的には、各セクターのネットワークを活かし、連携を深め、後半5年の目標と取組をとりまとめたロードマップに基づき各取組を推進し、一層の認知度向上に努める。 ・また、経済社会における生物多様性の保全と持続可能な利用の主流化を図るべく、生物多様性の保全と持続的利用に向けた事業者の取組に関する情報収集・発信を行い、経済社会における生物多様性の保全等の促進策を検討する。</p> <p><生物多様性地域戦略策定済自治体数> ・生物多様性地域戦略の策定は、地方での取組を加速する有効な方策であり、策定の促進を継続する必要がある。策定に係る情報提供等により計画策定都道府県数の向上を図る。</p> <p><生物多様性国家戦略2012-2020に定める我が国の国別目標の関連指標の改善状況> 関連指標群について関係省庁とも連携して適切に点検・管理を実施し、次期国家戦略の策定に反映させる。</p> <p><植生図> 植生図の未整備箇所には、現地調査の時期が限定される地域(積雪地等)や急峻な山岳地域など整備に困難が伴う地域が多く含まれるが、植生図の社会的ニーズは極めて高いため、早期の全国整備に向け、整備方法の効率化を検討するなどして着実な成果向上に努める。</p>				
<p>学識経験者有する者の知見の活用</p>		<p>・モンゴルにおける砂漠化対処の対策のあり方の検討にあたり、学識経験者が入った調整会議を開催し、助言を得た。 サンゴ礁生態系保全行動計画の改訂にあたり、学識経験者による検討委員会を開催し、学識経験者の知見を活用して、旧計画を見直し、新たにサンゴ礁生態系保全行動計画2016-2020を策定した。</p>			
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>		<p>・地球規模生物多様性概況第4版 ・平成26年度環境問題に関する世論調査 ・平成28年度南極環境保護議定書附屬書VIIに係る調査委託業務報告書 ・平成27年度国際サンゴ礁イニシアチブ推進に係る調査等業務報告書 ・平成27年度改訂版サンゴ礁生態系保全行動計画策定検討会開催等業務報告書 ・平成28年度サンゴ礁生態系保全モデル事業報告書 ・平成28年度地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク東アジア地域解析推進調査業務 ・平成28年度乾燥地(モンゴル)における砂漠化対処普及啓発支援業務報告書</p>			
<p>担当部署名</p>	<p>自然環境計画課</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>奥田 直久</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成29年8月</p>

施策名	5-2.自然環境の保全・再生					
施策の概要	原生的な自然及び優れた自然の保全を図り、里地里山などの二次的な自然や藻場・干潟等についてその特性に応じた保全を図るとともに、過去に失われた自然を積極的に再生する事業を推進することで、自然環境の保全・再生を図る。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・原生的な自然環境、里地里山などの二次的な自然、干潟などの生態系を地域の特性に応じて保全、維持管理する。 ・国内の世界自然遺産登録地について、世界遺産として認められた価値を将来にわたって保全するため順応的な保全管理を推進するとともに、国内候補地の新規登録を目指す。 ・過去に損なわれた自然について、地域の多様な主体による自然再生の取組を支援することで、自然環境の保全・再生を推進する。 ・生物多様性保全について先進的・効果的な取組を支援することで、今後の保全活動の推進に繋げる。 ・自然状況や社会状況、風景評価の多様化等の変化をふまえ、国立・国定公園の区域及び公園計画について、着実に見直しを行い、適切な保護管理を行う。 					
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	2,392	2,372	2,517	2906
		補正予算(b)	1,009	▲ 85	125	-
		繰越し等(c)	▲ 935	409	(※記入は任意)	-
		合計(a+b+c)	2,466	2,696	(※記入は任意)	-
執行額(百万円)	2,052	2395	(※記入は任意)	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	生物多様性国家戦略2012-2020(平成24年9月28日 閣議決定) 自然再生基本方針(平成26年11月7日 閣議決定)					

測定指標	自然再生協議会の数	基準値	実績値					目標値	達成
		27年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	32年度	-
		25	24	25	25	25	25	33	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	-
	当該年度を終期とする国立・国定公園の点検等見直し計画の達成率	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		○年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	毎年度	○
		-	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
年度ごとの目標	6地区86%	7地区78%	11地区85%	7地区78%	4地区80%	-	-		
三陸復興国立公園(平成24年度までは陸中海岸国立公園)の利用者数(千人)	基準値	実績値					目標値	達成	
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	32年度	-	
	458	1432	2250	2520	集計中	集計中	6,994		
年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-	-	

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
	<p><里地里山></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募により選定された実証地域において「多様な主体によるプラットフォームづくり」、「自立のための経済的仕組みづくり」、「人材育成」の活動を実施するとともに、森里川海が生み出す恵みの経済的な評価及び効果を検証し、「地域循環共生圏」の構築に向けた具体的な方策の検討を行った。 ・戦略的な広報活動、民間企業との連携、シンポジウム開催等により、国民一人ひとりが、自然の恵みを実感し、自然の恵みを支える気運を醸成した。 <p><世界自然遺産></p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の世界自然遺産地域については、モニタリング等を実施し、その結果を科学委員会を通じて対策に反映させる順応的な保全管理の一層の充実を図りつつ、関係省庁・地方公共団体・地元関係者・専門家の連携により、適正な保全管理を実施した。 ・特に小笠原諸島については、兄島で外来種グリーンアノールが発見されたことや陸産貝類への外来種ネズミによる影響が深刻化していることを受け、科学委員会の助言の下、関係機関と連携し、集中的な対策を継続している。また、近年の遺産を取り巻く状況の変化、取り組みの進展等を踏まえて、遺産管理計画の改定に着手しているほか、遺産価値の根幹である陸産貝類の保全方針の策定を進めるとともに、外来種対策及び希少種保全の拠点となる小笠原世界遺産センターを整備した。 ・国内候補地である奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島について、専門家による「世界自然遺産候補地科学委員会」や地域関係者からなる「地域連絡会議」を開催し、世界遺産推薦書やゾーニング、管理方針に係る検討を進め、平成29年2月1日に世界遺産推薦書をユネスコに提出した。 <p><自然再生></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然再生法に基づく自然再生協議会の設立や自然再生を進めるための技術的課題の解決等の支援を行うことにより、平成28年度末現在、全国で自然再生協議会が計25箇所設立され、同法に基づく自然再生事業実施計画が40件策定された。
	(判断根拠)

<地域支援>

・平成28年度末時点で、生物多様性保全推進支援事業の活用等によって、地域連携保全活動計画を作成した地方公共団体は13団体であった。また、地域における生物多様性の保全再生に資する活動等について、平成28年度末までに89件に対し経費の一部を交付した。

<国立・国定公園>

・国立・国定公園における自然環境の適切な保全と利用のため、各地の国立・国定公園の新規指定及び公園計画の点検等の見直しを実施した。平成28年度については、2地区の新規指定及び3地区の見直しを計画し、うち2地区の新規指定及び2地区の見直しを行った。
・国立公園ではやんばる国立公園及び奄美群島国立公園の新規指定を行ったほか、過年度から調整を続けてきた瀬戸内海国立公園について見直しを行った。また、国定公園では若狭湾国定公園の見直しを行った他、国立公園の新規指定にあわせ沖縄海岸国定公園の見直し及び奄美群島国定公園の解除を行った。

<三陸復興>

・東日本大震災からの復興の基本方針の策定を受け、平成24年5月に、「三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン」を環境省として策定し、当該ビジョンに基づき、三陸復興国立公園の指定等の7つのグリーン復興プロジェクトを進めている。
・三陸復興国立公園の利用の回復・増進を図るため、三陸復興国立公園や被災地を南北につながる交流を深める道として『みちのく潮風トレイル』の設定を進めており、三陸復興国立公園の利用者数は、増加傾向にある。

評価結果

<里地里山>

地域循環共生圏の構築については、各地域が抱える課題を整理するとともに、環境・経済・社会の統合的アプローチにより課題の解決に向けた実践的な取組を継続的に進めていく必要がある。
自然の恵みをひきつく取組を支えるために、シンポジウムを開催する等により都市地域を含めた国民との議論の場を設置し、全国的な国民運動として展開していく必要がある。

<世界自然遺産>

知床、白神山地、屋久島については、科学的データに基づき、適正な遺産管理が進められた。
小笠原諸島については、世界自然遺産の価値を構成する陸産貝類への影響が深刻化していることをはじめ、様々な外来種による問題が発生している。保全対象を明確にし、優先順位や役割分担等を考慮しつつ、戦略的に対策を実行していく必要がある。

<自然再生>

自然再生協議会の数の増加が鈍化しており、今後は、平成26年11月に閣議決定された自然再生基本方針を踏まえ、更なる推進を図る必要がある。

<地域支援>

地域連携保全活動計画の策定数については、前年度から増加はなかったため、更なる推進を図る必要がある。

<国立・国定公園>

国立・国定公園の見直しについては、概ね計画どおり実施されている。引き続き着実に見直しを行い、適切な保護管理を行う必要がある。

<三陸復興>

・三陸復興国立公園の利用の回復・増進を図るため、三陸復興国立公園や被災地を南北につながる交流を深める道として『みちのく潮風トレイル』の設定を進めており、三陸復興国立公園全体の利用者数についても増加していることから、自然環境及び自然の恵みと脅威を学びつつ活用し、被災地の復興に資するという本施策の目標達成に寄与している。

施策の分析

【施策】

<里地里山>

地域循環共生圏の具体化に向けて、生態系を介してまとまりのある地域や生態系を俯瞰し、効率的に生態系サービスを最大化するための土地利用や管理のあり方(プログラム)を示し、地域に根ざした取組を進めるためのボトムアップ型の仕組みの構築を行う必要がある。

<世界自然遺産>

小笠原諸島については、遺産管理計画の改定を行うなど保全対象や優先的な取組を関係者で共有し、対策を行っていく。奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島については、平成30年度の世界遺産登録を目指して、必要な取組を進めていく。

<地域支援>

生物多様性保全推進支援事業の対象に地域連携保全活動計画の策定や同計画に基づく活動を追加する等、地域の取組への支援を強化する。

<三陸復興>

三陸復興国立公園の利用の回復・増進を図るため、防災上の配慮を行いつつ引き続き被災した公園施設の再整備や『みちのく潮風トレイル』の新規整備を実施していく。

【測定指標】

<自然再生>

自然再生については、生物多様性国家戦略2012-2020において「自然再生の着実な実施」と掲げている。引き続き、自然再生を進めるための技術的課題の解決への支援や普及啓発等により、新たな自然再生協議会の設立及び自然再生協議会による取組の推進を図る必要がある。

<国立・国定公園>

目標年度は毎年度としており、今後も計画通り見直しが見直しが実施されるよう関連する事業を適切に実施していく。

<三陸復興>

三陸復興国立公園(平成24年度までは陸中海岸国立公園)の利用者数の推移(千人)を測定指標として利用していく。

次期目標等への反映の方向性

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自然再生専門家会議を開催し、自然再生事業実施計画の審査や今後の自然再生事業の推進に関して、有識者の知見を活用しながら、検討を行った。 ・公園区域の見直し等に当たって、中央環境審議会自然環境部会の下に設置した自然公園等小委員会を開催し、学識者の知見を活用した。 ・世界遺産地域(候補地)科学委員会を地域ごとに開催し、有識者の知見を活用しつつ順応的な管理を実施した。
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の種類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省報道発表資料「自然再生推進法に基づく自然再生事業の進捗状況の公表について」 ・奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島 世界遺産推薦書(日本政府)
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>自然環境計画課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>奥田 直久</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成29年8月</p>
--------------	----------------	---------------	--------------	-----------------	----------------

施策名	5-3.野生生物の保護管理					
施策の概要	絶滅危惧種の生息状況等の調査による現状把握と国内希少野生動植物種の新規指定、保護・増殖による種の保存、野生鳥獣の適切な保護・管理と狩猟の適正化、遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止。					
達成すべき目標	新たに種の絶滅が生じないようにするとともに、絶滅の危機に瀕している種の個体数の維持・回復。野生鳥獣の適切な保護・管理。外来生物による在来生物や生態系への影響の防止。					
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	2,332	2,800	3,264	3,724
	補正予算(b)	1,601	503	700	-	
	繰越し等(c)	▲1,112	△715	(※記入は任意)		
	合計(a+b+c)	2,821	4,018	(※記入は任意)		
執行額(百万円)	2,648	3,408	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	生物多様性国家戦略2012-2020 (平成24年9月28日 閣議決定)					

測定指標	(~25年度) 絶滅危惧種の現状把握と保護増殖の進捗状況 (26年度~) 国内希少野生動植物種の新規指定数 (平成26年度以降の累計)	基準値	実績値					目標値	達成
		-	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	32年度	△
		-	第4次レッドリストの公表	レッドデータブックの	41種	86種	119種	300種	
		年度ごとの目標値	-	-	30種	75種	120種		
	奄美大島におけるマンギースの捕獲努力量あたりの捕獲数(1000畝当たりの捕獲数)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		〇年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	34年度	-
			奄美大島0.08頭	奄美大島0.04頭	奄美大島0.015頭	奄美大島0.008頭	集計中	0頭(毎年度減少)	
	年度ごとの目標	-	-	-	-	-			
	ニホンジカ・イノシシの生息頭数の推定値(全国)を平成23年度比で半減(イノシシは50万頭) (推定は毎年度新しいデータを追加して実施。過去に遡って推定値が見直されるため、過去の推定結果も変動する)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	35年度	-
推定の中央値ニホンジカ265万頭、イノシシ98万頭 ※28年度に算出		ニホンジカ346万頭 イノシシ96万頭	ニホンジカ305万頭 イノシシ98万頭	集計中	集計中	集計中	平成23年度比で半減(ニホンジカ164万頭、イノシシ50万頭)		
年度ごとの目標		-	-	-	-	-			
(各行政機関共通区分)		相当程度進展あり							

目標達成度の
測定結果

(判断根拠)

<絶滅危惧種の生息状況等の調査による現状把握と希少野生動物植物種の保護・増殖による種の保存>

- ・絶滅危惧種の保全を全国的に推進することを目的として、基本的な考え方・早急に取り組むべき施策の展開を示した「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」(平成26年4月)に基づき、国内希少野生動物植物種の指定や民間連携による絶滅危惧種保全の推進など、様々な施策を実施した。
- ・国内希少野生動物植物種について、新たに33種を追加指定した。
- ・平成27年度以降、既存のレッドリストで評価対象となっていた陸域生物等については、平成29年3月に全分類群の一部の種についてカテゴリー(ランク)を見直した環境省レッドリスト2017を公表した。
- ・これまで対象となっていなかった海洋生物についても、「絶滅のおそれのある海洋生物の選定・評価検討会」において絶滅のおそれを評価し、平成29年3月に環境省版海洋生物レッドリストを公表した。今後、既存のレッドリストとの統合に向けた調整を進めていく。
- ・国内希少野生動物植物種の保全について、平成28年5月に小笠原陸産貝類14種の保護増殖事業計画を策定した。
- ・トキの保護増殖事業では、野生下で5年連続でヒナの巣立ちが確認されるとともに、平成28年4月には両親ともに野生生まれ野生育ちのペアからヒナが巣立つなど、野生復帰の取組が一步前進した。また、平成28年3月にはトキ野生復帰ロードマップ2020を策定し「平成32年頃に佐渡島内に220羽のトキを定着させる」を目標に掲げるなど、トキ保護増殖事業を着実に推進している。
- ・ツシマヤマメコノ保護増殖事業では、舟志ノ内地区におけるシカ対策、交通事故対策、モニタリング手法の開発等を実施するとともに、日本動物園水族館協会の協力による生息域外保全の取組や野生復帰に向けた各種準備を進めた。
- ・ライチョウの保護増殖事業では、「第一期ライチョウ保護増殖事業実施計画」に基づき、南アルプスでのヒナの保護対策等を実施するとともに、日本動物園水族館協会の協力を得て、生息域外保全の技術確立を目的としたライチョウ飼育に取り組んだ。
- ・「絶滅のおそれのある野生動物植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」について、前回改正時の附則第7条に基づき見直しを実施し、平成29年1月に中央環境審議会の答申を得た。答申を踏まえ、第193回国会に種の保存法の改正法案を提出した(平成29年5月成立)。
- ・ワシントン条約対象種については、第17回締約国会議(COP17、平成28年9月～10月・南アフリカ共和国)に積極的に参画するとともに、同会議において附属書対象種の改訂提案の検討を行った他、科学当局として管理当局に対し輸出入助言を出した。また、科学的知見を累積し、種識別マニュアルの作成や日本産イシガメ類の国内生息状況をモニタリングした。希少野生動物植物の国内取引については、インターネットを通じた登録システムの運用、普及啓発事業の実施を行った。

<遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止>

- ・カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用、承認に当たって、学識経験者の意見聴取会合を開催し、生物多様性影響の審査を実施している(平成28年度は77件審査)。また、遺伝子組換え生物に関する国内外の情報収集やホームページ(J-BCH)により国民へ情報提供、意見聴取を行っており、一定の進捗が見られる。平成28年度にはカルタヘナ議定書締約国会議に参加し、国際的な取組に貢献している。
- ・特定外来生物の飼養等の規制を行うとともに、生物多様性への悪影響の防止・低減を図るべく、平成27年度には31箇所環境省直轄での防除事業を実施した。とりわけマングースについては、継続的な取組により平成26年度までの生息密度低下が確認できている。
- ・平成28年度には、外来生物法に基づき、ハナガメ等の24種類を特定外来生物として新たに指定し、合計132種類について、法に基づく飼養等の規制を行っている。また、特定外来生物のうち生態系等への影響が大きいものについて、防除事業を実施し、島嶼など限られた空間において完全排除に成功している事例や、絶滅危惧種の生息状況の回復が確認されている事例等、重要な生態系の保全や絶滅危惧種の保護上、一定の成果が出ている。

<野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化>

- ・平成27年5月29日に施行された改正鳥獣法に基づき平成27年度から都道府県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業を交付金で支援し、都道府県によるニホンジカ・イノシシの捕獲を強化している。
- ・改正鳥獣法に基づき「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」(以下、基本指針)というの全部を改訂し、平成28年10月に公表した。
- ・平成22年10月以降、全国で高病原性鳥インフルエンザが確認され、平成28年度は野鳥における発生が過去最多で認められたことから、ウイルス保有状況調査や渡り鳥の飛来状況の把握等の取組に加え、全国の野鳥の監視体制の強化を目指し、都道府県等と連携することで、より確実な情報把握・共有を進めた。
- ・ゼニガタアザランと漁業との共存をめざし、地域個体群の維持を図りつつ、科学的・計画的な管理を進めるため、平成28年3月に策定した「えりも地域ゼニガタアザラン特定希少鳥獣管理計画」に基づき、捕獲や被害防除を進めた。

施策の分析

- ・環境省レッドリストに選定されている絶滅危惧種は3690種となっており、引き続き目標値の達成に向けて国内希少野生動物植物種の新規指定を進めていく必要がある。また、個体数の維持・回復には長期で困難な取組が必要であることも多いうえ、種指定の増加に比して保護増殖等の取組が増えていないため、施策を強化することが必要である。
- ・ワシントン条約の締約国としての責務を遂行し、国際的にも喫緊の課題となっている野生生物の違法な取引を撲滅するため、引き続きワシントン条約関連会議に積極的に参画するとともに、国際的な種の保存に資する情報の収集に努め、国内流通の管理を執行するために、これらの施策を継続して実施していくことが必要である。
- ・遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策については、カルタヘナ法、外来生物法に基づく行為規制や、特定外来生物の防除により生物多様性等への被害の拡大防止に一定の効果が見られている事例がある一方で、現在でも引き続き被害が継続している地域もあり、さらに新たに侵入した外来生物により被害が発生しているケースもあることから、引き続き施策を継続することが必要である。また、カルタヘナ議定書締約国会議や関連する国際会合に積極的に参画することにより、遺伝子組換え生物に関する国際的取組に貢献する必要がある。
- ・野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化については、ニホンジカ等の一部の鳥獣による生態系等への被害が深刻化・拡大していることから、引き続き、法改正を踏まえた施策を強化していく必要がある。

<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】 <絶滅危惧種の現状把握と希少野生動物種の新規指定・保護・増殖による種の保存> ・絶滅危惧種の保全については、生物多様性の保全上、重要であるため、種の保存法の改正も踏まえ、今後とも絶滅危惧種の現状把握と国内希少野生動物種の指定を着実に進めるとともに、保護・増殖による種の保存を推進していく。 ・ワシントン条約対象種に係る最新の生物学的・生態学的な情報等を体系的に整備する。また、野生生物の違法取引対策に係る国際的な要請及び種の保存法改正も踏まえ、国内における違法流通対策を強化し、普及啓発を行う。</p> <p><遺伝子組換え生物及び優格的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止> ・カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用、承認に当たっての生物多様性影響の審査、遺伝子組換え生物に関する国民への情報提供、意見聴取を行う。また、名古屋・クアラルンプール補足議定書を担保した改正カルタヘナ法の施行に向け、関係省庁と省令・告示の検討を進め、国民への意見聴取を行うなど、必要な取組を進める。 ・限られた予算内でより優先度の高い地域から防除事業を実施しており、今後もより効果的・効率的かつ計画的な防除を進めていくことを目指す。さらに、効果的な防除事業の推進、各主体における外来種対策の促進等を図るため、「外来種被害防止行動計画」・「生態系被害防止外来種リスト」の活用を進める。</p> <p><野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化> ・改正鳥獣法の施行(平成27年5月29日)により開始された都道府県による指定管理鳥獣捕獲等事業に対し、環境省の交付金により都道府県による捕獲を強化・支援する。 ・狩猟者を育成して捕獲の担い手を確保するとともに、認定鳥獣捕獲等事業者等の捕獲体制の強化を図る。 ・基本指針の5年ごとの改訂に向けた点検・調査等を実施する。 ・鳥インフルエンザの近年の全国での発生を踏まえ、効果的な調査が実施できるよう平成29年度にマニュアルを改訂することにより、野鳥サーベイランスや渡り鳥の飛来状況調査などを適時適切に実施する。今後とも着実にこれらの危機管理対応を実施していく。</p> <p>【測定指標】 <国内希少野生動物種の新規指定数> ・国内希少野生動物種の新規指定は本施策の目標達成に必要な手段の一つであるが、他に適当な指標の設定は困難であり、当面は現指標を目安として取組を実施していく。</p> <p><奄美大島におけるマンガースの捕獲努力量あたりの捕獲数(1000日当たりの捕獲数)> ・平成34年度までに奄美大島においてマンガースを根絶させるという目標の達成に向け、引き続き効果的・効率的な防除を実施する。</p> <p><ニホンジカ・イノシシの生息頭数の推定値> ・平成35年度までにニホンジカ・イノシシの個体数を半減するという当面の捕獲目標の達成に向け、引き続き都道府県が主体となって実施する捕獲事業を強化・支援する。</p> <p><優格的な外来種の状況> 優格的な外来種とその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御され又は根絶されるという目標の達成に向け、引き続き必要な情報収集等に努め、効果的に対策を進めていく。</p> <p><適切な野生生物保護管理の推進に向けた対策の実施状況> 野生鳥獣の適切な保護・管理のため、引き続き総合的に対策を進めていく。</p>
----------------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>・ニホンウナギの生息地保全の考え方を作成するため、学識経験者が入った検討会を開催し、助言を得た。</p> <p>・環境省レッドリスト・レッドデータブックの作成及び改訂に当たって、絶滅のおそれのある野生生物の選定・評価検討会の下に分類群毎に分科会を置き、学識者の知見を活用した。</p> <p>・国内希少野生動物種の指定及び保護増殖事業等の取組が適正かつ効果的に実施されよう、検討会を開催し、学識者の科学的知見を活用した。</p> <p>・種の保存法の見直しを検討するにあたって、中央環境審議会自然環境部会野生生物小委員会及び絶滅のおそれのある野生動物種の保存に関する法律あり方検討会を開催し、学識者の知見を活用した。</p> <p>・特定外来生物の指定については、外来生物法に基づく専門家会合を開催し、専門家の意見を踏まえて指定した。</p> <p>・さらに、カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用、承認に当たっては、学識経験者の意見聴取会合を開催し、生物多様性影響の審査を実施した。</p> <p>・鳥獣法の基本指針について見直しを検討するにあたって、中央環境審議会自然環境部会及びその下に設置した鳥獣の保護及び管理のあり方検討小委員会を開催し、学識者の知見を活用した。</p>
------------------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 環境省レッドリスト2017・環境省版海洋生物レッドリスト・平成26年度鳥獣関係統計

担当部局名	自然環境局 野生生物課	作成責任者名 (※記入は任意)	課長 植田 明浩	政策評価実施時期	平成29年6月
-------	----------------	--------------------	----------	----------	---------

平成28年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省28-25)

施策名	5-4.動物の愛護及び管理					
施策の概要	飼い主による終生飼養等の適正な飼養、動物取扱業の適正化、都道府県等に引き取られた犬猫の返還・譲渡等を推進することにより、人と動物の共生する社会の実現を図る。					
達成すべき目標	自治体における犬及び猫の引取り数の75%減(平成16年度比)、犬及び猫の殺処分率の減少					
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	204	207	212	263
	補正予算(b)	—	▲47	0	—	—
	繰越し等(c)	▲26	39	(※記入は任意)	(※記入は任意)	(※記入は任意)
	合計(a+b+c)	178	199	(※記入は任意)	(※記入は任意)	(※記入は任意)
執行額(百万円)	142	182	(※記入は任意)	(※記入は任意)	(※記入は任意)	
施策に關係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針(平成18年環境省告示)					

測定指標	平成35年度までに自治体における犬及び猫の引取り数を10万頭(平成16年度比75%減)に引き下げる	基準値	実績値					目標値	達成
		16年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	35年度	—
		418千頭	209千頭	176千頭	151千頭	136千頭	集計中	100千頭	
	年度ごとの目標値	減少傾向維持	減少傾向維持	減少傾向維持	減少傾向維持	減少傾向維持	減少傾向維持	減少傾向維持	
	犬及び猫の殺処分率の減少	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		16年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	35年度	—
94		77%	73%	67%	60%	集計中	減少傾向維持		
年度ごとの目標	減少傾向維持	減少傾向維持	減少傾向維持	減少傾向維持	減少傾向維持	減少傾向維持	減少傾向維持		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 27年度の自治体における犬及び猫の引取り数は136千頭で、26年度より15千頭減少しており、35年度目標値の100千頭に向けて減少傾向を維持した。また、殺処分率についても、減少傾向を維持した。
	施策の分析	動物愛護週間行事の実施、ポスター・パンフレットの作成・配布等の普及啓発事業の推進等、講習会の開催、譲渡・収容施設の整備費補助等により、都道府県等へ引き取られた犬猫の返還・譲渡を推進した。これにより、都道府県等による犬猫の引取り数及び殺処分率の減少傾向を維持する見込み。
	次期目標等への反映の方向性	飼い主による終生飼養等の適正な飼養、動物取扱業の適正化、都道府県等に引き取られた犬猫の返還・譲渡等を推進することにより、人と動物の共生する社会の実現を図る上で、「引取り数減少」、「殺処分率減少」は、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」(平成18年環境省告示第140号)に基づく適切な指標であり、引き続き、これらの指標について把握していく。

学識経験を有する者の意見の活用	中央環境審議会動物愛護部会において、動物愛護管理施策の進捗状況を報告するとともに、出された意見を施策に反映している。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	動物愛護管理行政事務提要
---------------------------	--------------

担当部局名	自然環境局動物愛護管理室	作成責任者名 (※記入は任意)	則久 雅司	政策評価実施時期	平成29年8月
-------	--------------	--------------------	-------	----------	---------

平成28年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省28-26)

施策名	5-5.自然とのふれあいの推進					
施策の概要	豊かな自然とのふれあいや休養などの国民のニーズに答えるため、持続可能な自然資源の保全を図りつつ、安全で快適な自然とのふれあいの場の提供やふれあい活動をサポートする人材の育成を行う。					
達成すべき目標	安全で快適な自然とのふれあいの場を提供しつつ、ふれあい活動をサポートする人材を育成することでエコツーリズムを推進し、自然とのふれあいの質の向上を図る。また、貴重な自然資源である温泉の保護と適正な利用を図る					
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	8,001	8,919	8,203	8,174
		補正予算(b)	0	1,000	10,089	-
		繰越し等(c)	△ 1,666	1,440	(※記入は任意)	/
		合計(a+b+c)	9,667	8,479	(※記入は任意)	
	執行額(百万円)	8,919	8,140	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	生物多様性国家戦略2012-2020、日本再興戦略改訂2016、観光立国実現に向けたアクション・プログラム2016					

測定指標	自然公園の年間利用者数の推移(暦年 千人)	基準値	実績値					目標値	達成
		-	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	-	-
		-	843,874	873,199	872,336	集計中	集計中	-	
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	
	エコツーリズム推進法に基づく全体構想認定数(括弧内は累計)	基準値	実績値					目標値	達成
		20年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	40年度	-
		0	2(3)	1(4)	2(6)	1(7)	4(11)	(47)	
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	
	国立公園・国民公園年間利用者数の推移(千人)	基準値	実績値					目標値	達成
		-	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	-	-
		-	345,867	367,285	366,335	集計中	集計中	前年度比(%)	
	年度ごとの目標値	/	-	349,325	370,957	369,998	集計中	/	
	温泉の自噴湧出量(L/分)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		昭和45年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	-	-
651,265		677,432	726,357	733,740	686,427	集計中	前年度比(%)		
年度ごとの目標	/	738,000	677,000	726,000	733,000	686,000	/		
国立公園における自然再生事業推進のための実施計画数	基準値	実績値					目標値	達成	
	-	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	32年度	-	
	-	9	11	11	11	11	16		
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/		
国指定鳥獣保護区における保全事業実施計画数	基準値	実績値					目標値	達成	
	-	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	32年度	-	
	-	10	10	11	11	11	12		
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 測定指標のうち、国立公園・国民公園の利用者数は、利用が集中するハイシーズンの天候不順の影響により前年度比僅かに減少となっている。エコツーリズム推進法に基づく全体構想についても、毎年度新たに認定を行っている。温泉の自噴湧出量については、前年度から減少しているものの、基準年と比較すると上回っている。
	施策の分析	・平成28年度は全国で198件の自然ふれあい行事が実施され、37,000人以上が参加した。これにより、国民の自然とのふれあい機会の創出等が進められた。 ・エコツーリズム推進全体構想の認定は、毎年、着実に認定数が増加しており、施策の効果が見られる。 ・温泉の自噴湧出量は基準年を上回る状況が続いていることから、貴重な自然資源である温泉の保護と適正な利用が図られている。

果	次期目標等への反映の方向性	<p>【測定指標】</p> <p><自然公園の年間利用者数の推移></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然とのふれあいの場を推進する施策の成果を把握するため、関係するデータとして自然公園利用者数を設定したもの。 ・エコツーリズム推進法の規定に基づく全体構想の認定数 ・エコツーリズム推進全体構想について、平成40年度に全体構想認定数が1以上ある都道府県数が47になることを目標として、毎年3件認定することを次年度以降の目標とした。 <p><温泉の自噴湧出量></p> <p>温泉資源が保護され、適正に利用されているかは自然の産物である「温泉の自噴湧出量」を把握することで確認できる。そのため、引き続き前年度の水準を維持することを目標とした。</p>
---	---------------	--

学識経験を有する者の知見の活用	国立公園満喫プロジェクト有識者会議において、国立公園の利用者数や取組内容について報告するとともに、出された意見を施策に反映している。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	自然公園等利用者数調
---------------------------	------------

担当部局名	国立公園利用推進室 自然環境整備課	作成責任者名 (※記入は任意)	堀内 洋 木村 英雄	政策評価実施時期	平成29年6月
-------	----------------------	--------------------	---------------	----------	---------

平成28年度実施施策に係る政策評価書

施策名	5-6. 東日本大震災への対応(自然環境の復旧・復興)				
施策の概要	地域の自然資源等を活用した三陸復興国立公園への再編成、被災した公園事業施設の復旧や復興のための整備に取り組む。				
達成すべき目標	三陸復興国立公園の創設を始めとした様々な取組を通じて、森・里・川・海のつながりにより育まれてきた自然環境と地域のくらしを後世に伝え、自然の恵みと脅威を学びつつ、それらを活用しながら復興する。				
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度
	予算の状況(百万円)				
	当初予算(a)	2,460	2,502	1,051	736
	補正予算(b)	0	-	-	-
	繰越し等(c)	▲ 594	▲ 444	(※記入は任意)	
合計(a+b+c)	1,866	2,058	(※記入は任意)		
執行額(百万円)	1,599	1,522	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日 東日本大震災復興対策本部決定) 「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針(平成28年3月11日閣議決定)				

測定指標	三陸復興国立公園(24年度までは陸中海岸国立公園)の利用者数(千人)	基準値	実績値					目標値	達成
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	32年度	-
		458	1432	2250	2520	集計中	集計中	6994	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-
	三陸復興国立公園内の利用拠点(集団施設地区)の年間利用者数(千人)	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標値	達成
		17-21年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	32年度	-
		2,975	1,773	1,711	1,850	1,776	集計中	2,975	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-
	みちのく潮風トレイル踏破認定証の発行数(人)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		-	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		-
		-			1,151	1,588	-		
		年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-
	CPUE(一つのわなで捕獲できる捕獲数(イノブタを除く)の減少)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		-	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	-	-
		-	-	0.077	0.070	0.031	0.042	-	
年度ごとの目標			イノシシ等を安全かつ効率的に捕獲し被害が軽減する生息密度に抑える						

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり 東日本大震災からの復興の基本方針の策定を受け、平成24年5月に、「三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン」を環境省として策定し、当該ビジョンに基づき、三陸復興国立公園の指定等の7つのグリーン復興プロジェクトを進めている。 ・平成25年5月に創設した三陸復興国立公園については、平成27年3月に南三陸金華山国定公園を編入した他、利用施設の復旧などを実施した。国立公園利用者数は増加傾向であることから、本取組は観光拠点の復旧・復興に貢献していると判断できる。 ・当該事業において、三陸地域の重要な観光資源である旧陸中海岸国立公園の主要な利用拠点等の施設を復旧することはできなかったが、三陸復興国立公園への編入地域や「みちのく潮風トレイル」については、今後も整備が必要である。 ・三陸復興国立公園の利用拠点の利用者数は、初年度と比較して増加傾向にある。 ・旧警戒区域内における野生鳥獣の捕獲については、平成25年度より開始し以後毎年度、被害の低減を図るため安全かつ効率的な捕獲に努め捕獲努力量を増加させてきている。
	施策の分析	・三陸復興国立公園の利用の回復・増進を図るため、防災上の配慮を行いつつ被災した公園施設の再整備や『みちのく潮風トレイル』の新規整備を行っているところであり、施策の目標達成に寄与している。 ・イノシシ等による被害の低減を図るために、対策の一手法であるイノシシ等の捕獲について、安全かつ効率的に実施することが必要であり、捕獲努力量を高めており、CPUEは減少傾向にあることから、施策目標の達成に向けて寄与している。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 三陸復興国立公園の利用の回復・増進を図るため、防災上の配慮を行いつつ引き続き被災した公園施設の再整備や『みちのく潮風トレイル』の新規整備を実施していく。 【測定指標】 三陸復興国立公園内の利用拠点(集団施設地区)の年間利用者数(千人)を測定指標として利用していく。 【施策】 旧警戒区域内等においてイノシシ等の野生鳥獣を捕獲することにより鳥獣等の被害を軽減することは、帰還後の住民の生活環境を整備することに直結し、東日本大震災からの復興に寄与するため取組を実施していく。 【測定指標】 イノシシ個体数の削減と被害の軽減を図るために、イノシシの生息密度の評価指標の一つであるCPUE(一つのわなで捕獲できる捕獲数)を測定指標として利用していく。

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	自然公園等利用者数調
---------------------------	------------

担当部局名	国立公園課 自然環境整備課 野生生物課	作成責任者名 (※記入は任意)	岡本 光之 木村 英雄 植田 明浩	政策評価実施時期	平成29年6月
-------	---------------------------	--------------------	-------------------------	----------	---------

平成28年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省28-36)

施策名	目標8-1 経済のグリーン化の推進					
施策の概要	市場において環境の価値が評価される仕組みづくりを通じて、暮らしや活動の中で自ずから環境保全の取組が続けられる社会を目指す。					
達成すべき目標	税制、補助等のあらゆる政策手法を通じ、環境に配慮した製品・サービス等や環境保全に貢献する事業活動及び環境ビジネスを促進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	8,008	9,060	10,302	9,212
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	8,008	9,060	10,302	
執行額(百万円)	7,925	8,168	9,597			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標

1.環境産業の市場規模 (兆円)	基準値	実績値					目標値	達成
	18年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	年度	○
	約91	約94	約101	約103	約104	調査中	増加傾向の維持	
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
2.環境産業の雇用規模 (万人)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
	18年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	年度	○
	約216	約243	約248	約242	約249	調査中	増加傾向の維持	
年度ごとの目標		-	-	-	-	-		
3.地方公共団体及び民間 団体におけるグリーン購 入実施率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
	〇年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	31年度	△
	別紙のとおり							
年度ごとの目標値								
4.環境報告書公表企業割 合 (上場企業/非上場企業) (%)	基準値	実績値					目標値	達成
	13年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	30年度	△
	約30/約12	71.1/31.5	69.4/25.5	65.4/28.0	59.9/26.2	調査中	80/30	
年度ごとの目標値		80/30	80/30	80/30	80/30	80/30		
5.エコアクション21(※)登 録事業者数 ※中小企業向け環境マネ ジメントシステム	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	30年度	△
	7,241	7,729	8,106	7,554	7,690	7,791	9,000	
年度ごとの目標		6,000	6,000	8,500	8,500	8,500		
6.持続可能な社会の形成 に向けた金融行動原則署 名金融機関数 (機関数)	基準値	実績値					目標値	達成
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	30年度	○
	177	186	189	193	200	243	250	
年度ごとの目標値		200	200	200	205	230		

(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(判断根拠) ○平成27年度における環境産業の市場規模及び雇用規模は、それぞれ約104.3兆円(前年比1.5%増)、約249万人(前年比2.7%増)となり、いずれも過去最大となっている。 ○地方公共団体が組織的にグリーン購入を実施している取組率は28年度で67.3%となっており、前年度より1.1%減となっている。 ○環境報告書の公表企業の割合は、調査方法の変更等により上場企業、非上場企業ともに通減している。 ○エコアクション21登録事業者数は前年度より増加している。 ○「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」の署名金融機関数は増加している。
	施策の分析	○環境報告ガイドライン(2012年改訂)等については、改訂から相当程度期間が経っており、事業者やステークホルダーのニーズにあったものとしていく必要がある。 ○地方公共団体及び民間団体におけるグリーン購入実施率について、従来の全国一律のアプローチによる普及・拡大には限界がきている可能性がある。 ○金融行動原則の署名機関数については、周知・広報活動及び関連事業との連携等により大幅な増加となった。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ○環境報告の公表企業の増加に向けて、環境報告ガイドラインの改定等を実施する。 ○エコアクション21ガイドラインについて、企業の経営力向上の視点等を組み入れた改訂を行ったところであり、更なる普及を図る。 ○グリーン購入について、それぞれの自治体が抱える課題に即して普及・促進を図る。また、グリーン購入を実施することのメリットの周知、環境負荷低減効果に関する情報やツールの提供などについて、個別の課題に対応できるよう地方公共団体や民間(事業者、消費者)の取組を支援・促進する施策を検討する。
	【測定指標】	○ESG投資といった環境金融の促進状況をより適切に測定するための指標等について検討する。

学識経験を有する者の知見の活用	各施策ごとに検討会等を通じて学識経験を有する者の知見の活用を図っている。
-----------------	--------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	測定指標1及び2 環境省「環境産業の市場規模・雇用規模の推移」 (http://www.env.go.jp/policy/keizai_portal/B_industry/) 測定指標3 環境省「地方公共団体のグリーン購入に関するアンケート調査」 (http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/result_of_qs-kako.html) 測定指標3及び4 環境省「平成26年度環境にやさしい企業行動調査結果」 (http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/kigyo/h26/gaiyo.pdf)
---------------------------	---

担当部局名	大臣官房環境経済課 大臣官房環境計画課	作成責任者名 (※記入は任意)	奥山 祐矢 秦 康之	政策評価実施時期	平成29年8月
-------	------------------------	--------------------	---------------	----------	---------

3 地方公共団体及び民間団体におけるグリーン購入実施率

	基準値	施策の進捗状況(実績)						目標値
	平成 年度	平成18年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成31年度
地方公共団体	-	76.1	81.3	82.5	69※	68.4	67.3	100.0
上場企業	-	66.8	78.6	80.3	76.7	66.6	調査中	80.0
非上場企業	-	56.5	60.2	56.3	54.1	54.5	調査中	60.0
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	-	

※平成26年度より地方公共団体におけるグリーン購入実施率の定義を変更している。

(平成25年度以前:平成25年度グリーン購入法に関するアンケート調査 2.12 分野ごとのグリーン購入の実施規模と実績把握より)

(平成26年度以降:平成26年度地方公共団体のグリーン購入法、環境配慮契約法及び環境配慮促進法に関するアンケート調査結果 3-2-1グリーン購入の組織的取組状況より)

平成28年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省28-⑦)

施策名	目標8-2 環境に配慮した地域づくりの推進					
施策の概要	地域での取組支援と地域間の連携を進め、災害にも強く、環境負荷の小さい持続可能な地域づくりの全国的展開を図る。また、公害防止計画を推進することにより、公害の早急な解決と未然防止を図り、地域住民の健康を保護し、生活環境を保全する。					
達成すべき目標	法定義務のある地方公共団体において地方公共団体実行計画を早期に策定し、それ以外の地方公共団体においても策定を促進するとともに、具体的な対策の実施の支援等を通じ低炭素な地域づくりを推進する。また、災害にも強く、環境に配慮した地域づくりを推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	6,184	6,534	14,283	11,633
		補正予算(b)	-	-	91	
		繰越し等(c)	13	143	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	6,197	6,677	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	3,460	5,366	(※記入は任意)			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	地球温暖化対策計画 第3章第1節2.『地方公共団体』の基本的役割、第3章第3節「公的機関における取組」の「〇地方公共団体の率先的取組と国による促進」、第4節「地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項」					

測定指標	地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定義務を有する地方公共団体における計画の策定率 ※括弧内の数字は、地球温暖化対策計画の策定前の国の方針に即した地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定率	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	42年度	
		-	-	-	-	-	6.0 (99.3)	100	-
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	-
測定指標	地方公共団体実行計画(事務事業編)の地方公共団体における策定率 ※括弧内の数字は、地球温暖化対策計画の策定前の国の方針に即した地方公共団体実行計画(事務事業編)の策定率	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	42年度	
		-	-	-	-	-	1.6 (82.5)	100	-
	年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-	-

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ・平成28年5月の地球温暖化対策計画策定から5ヶ月後である同年10月時点の調査のため実績値が低いものの、現時点で既に区域施策編で88.0%、事務事業編で49.1%の自治体が同計画に即した改定を行う予定であるとの回答が得られていることから、施策の継続により目標値の達成が可能と考えられる。
	施策の分析	・地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(区域施策編)の全国的な策定率の向上と地域における実効性の高い温室効果ガス削減対策の推進を図るため、地方公共団体職員の人材育成や技術支援、波及効果の高い再エネ・省エネ設備のモデル的導入の支援を推進している。 ・国の地球温暖化対策計画が策定され、2030年度(平成42年度)の温室効果ガス削減目標が掲げられた中、地方においても、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(以下「実行計画」という。)の策定と施策の一層の推進が不可欠なことから、平成29年3月に地方公共団体実行計画(事務事業編・区域施策編)策定・実施マニュアルを公表し、実行計画の策定・見直しを促進している。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ・地方公共団体職員の人材育成や技術支援、設備導入の支援及び地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルの全国説明会等を実施する。 【測定指標】 ・国の地球温暖化対策計画が掲げる高い温室効果ガス削減目標をより着実に達成するためには、地球温暖化対策計画に即した地方公共団体実行計画の策定・実施が必須であることから、平成28年度政策評価において指標を見直したところ。

学識経験を有する者の知見の活用	公募で選定したモデル地域の地球温暖化対策の検討について学識経験者等から助言を得たり、各種事業で有識者からなる審査会を設け、事業目的を達成する案件採択のための審査基準や案件採択に対する意見等を聴取することにより、事業の適正な執行に活用した。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査結果(平成28年10月1日現在)(環境省)
---------------------------	---

担当部局名	大臣官房 環境計画課	作成責任者名 (※記入は任意)	秦 康之	政策評価実施時期	平成29年8月
-------	---------------	--------------------	------	----------	---------

平成28年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省28-⑧)

施策名	目標8-3 環境パートナーシップの形成					
施策の概要	国民、民間団体、事業者、地方公共団体、国等の、様々な主体による協働取組を通じて、互いに公平な役割分担の下、相互に連携した自主的・積極的取組が行えるよう、各主体間のネットワークを構築し、環境保全のための情報の集積・交換・提供等を行い、環境パートナーシップの形成を促進する。					
達成すべき目標	各主体間のネットワークを構築し、環境保全のための情報の集積・交換・提供等を行い、環境パートナーシップの形成を促進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	307	350	272	268
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	307	350	272	-
執行額(百万円)	318	345	288	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等)のうち主なもの	・第4次環境基本計画「第1部第2章、第2部第1章他」(平成24年4月27日閣議決定) ・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律「第3章他」(平成23年8月15日)					

測定指標	環境教育等促進法に基づく協働取組の実施数	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
		15	-	15	29	46	62	90	
年度ごとの目標値	-	-	17	34	51	67	-	-	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 事業の実施に際しては、広く公募を行い、専門家からなる企画審査委員会による審査により選定しているが、当該事業への応募件数は平成25年度事業開始以来毎年度60件を越えている状況にある。地域の環境課題を解決していくためには行政等単体での取組では限界があると考え、「協働取組」といった手法を取り入れようとしている団体が徐々にではあるが増加している現況については評価できる。
	施策の分析	環境パートナーシップ形成のためには、環境パートナーシップオフィス等を拠点として、情報収集・展開をするとともに、専門家の助言も含めて第三者が伴奏支援してモデル事業を行うことは効果的である。ただし、モデル事業については、より広いパートナーシップの普及のために、その成果をモデル事業を行っていない地域へ着実に波及させていく必要がある。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 これまで同様地域内の市民活動の情報収集・展開やモデル事業を行う。 モデル事業については、その成果をまとめ、モデル事業を行っていない地域に対して普及をしていく。 【測定指標】 平成29年度はモデル事業の最終年度であるため総括を含めつつ、協働取組にかかる冊子を作成し、地域内の自治体(都道府県51、市744)に対して協働取組の魅力や効果的な方法を普及していく。

学識経験を有する者の知見の活用	施策を構成する各事業については、毎年度末に外部の有識者を交えた評価委員会を開催し、当該年度の事業の評価及び次年度事業への意見を次年度契約に反映している。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	測定指標には平成25年度、平成26年度、平成27年度及び平成28年度地域活性に向けた協働取組の加速化事業の採択事業数を使用
---------------------------	---

担当部署名	大臣官房 民間活動支援室	作成責任者名 (※記入は任意)	永見 靖	政策評価実施時期	平成29年8月
-------	-----------------	--------------------	------	----------	---------

平成28年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省28-19)

施策名	目標8-4 環境教育・環境学習の推進					
施策の概要	国民、民間団体、事業者、地方公共団体、国等の様々な主体による環境教育・環境保全活動を通して、学校、家庭、地域等において生涯にわたる質の高い環境教育の機会を提供していくため、ESDの視点を取り入れた環境教育・環境学習に関する各種施策を総合的に推進していく。					
達成すべき目標	様々な主体を対象に、環境教育・環境保全活動への直接的・間接的な参画を促進し、これらの取組の活性化を図ることで、生涯にわたる質の高い環境教育の機会の提供を実現し、持続可能な社会づくりの担い手を育成する。					
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	411	454	463	461
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	411	454	463	-
執行額(百万円)	355	419	410	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	・第4次環境基本計画「第1部第2章、第2部第1章他」(平成24年4月27日閣議決定) ・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律「第3章他」(平成23年6月15日) ・我が国における「持続可能な開発のための教育(ESD)」に関するグローバル・アクション・プログラム」実施計画(持続可能な開発のための教育に関する関係省庁連絡会議(平成28年3月10日決定))					

測定指標	教職員・環境活動リーダー養成研修における教職員等の参加者数	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	毎年度	○
		-	-	125	223	186	221	150	
	年度ごとの目標値	-	-	150	150	150	150	-	
	環境人材コンソーシアムが実施する企業関係者向けセミナーの参加者数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		24年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	毎年度	○
		-	-	-	-	707	580	500	
	年度ごとの目標	-	-	-	-	500	500	-	
	環境教育推進室HPアクセス数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		24年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	毎年度	△
		278,471	276,471	222,739	345,375	337,968	348,718	400,000	
	年度ごとの目標	-	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	-	
	+ESDプロジェクト新規活動登録数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		24年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	毎年度	×
		-	-	42	29	40	13	50	
年度ごとの目標	-	-	50	50	50	50	-		
RCE拠点数の増加	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	24年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	31年度	△	
	-	-	129	137	146	154	190		
年度ごとの目標	-	-	126	136	146	156	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ・平成28年度において教職員・環境活動リーダー養成研修における参加者の目標数を達成。 ・平成28年度において企業関係者向け環境人材育成セミナーへの参加者が目標数を達成。 ・平成28年度においてHPへのアクセスは目標数の87%を達成。 ・平成28年度において、+ESDプロジェクトの新規活動登録数は目標を達成できなかったが、別に開催する「ESD関連フォーラム」には一定数の参加あり。 ・平成31年度までの達成を目指しているRCE拠点数が目標数に向け増加。
	施策の分析	教員、企業関係者等のセミナー等への参加が目標値を超え、各種教材等を提供する環境教育推進室ホームページへの作成も増加していることから、目標達成に向けて取組状況の着実な進展があった。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 持続可能な環境と社会の構築のためには、学校、企業、地域等において推進役となるリーダーの育成が必要不可欠であり、教職員・環境活動リーダー養成研修や企業関係者向けの環境人材育成セミナーの継続的な実施とHPの運営を通じた教材等の提供を通じ、引き続き施策の一層の推進を図る。 【測定指標】 研修やセミナーの参加人数、ホームページのアクセス数は、より質の高い環境教育の実践に向けた現場のニーズや需要が読み取れる指標であり、設定は妥当である。また、「+ESDプロジェクト」の新規登録数は、環境教育実践者の地域・分野を越えたネットワークの構築度合を読み取るために指標として設定しているものであるが、環境省セキュリティポリシーの変更に伴いSNSサイトの運用を見直すため、「+ESDプロジェクト」の新規登録数については測定指標から外し、代わりに「ESD関連フォーラム」への参加人数を指標とする。 なお、RCE拠点数については平成31年度の達成に向けて測定を継続する。

学識経験を有する者の知見の活用	・「持続可能な開発のための10年」円卓会議(平成29年1月) ・「環境教育等推進専門家会議」(平成23年10月～平成24年5月)を開催し、外部有識者の知見を活用した。				
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-				
担当部署名	大臣官房 環境教育推進室	作成責任者名 (※記入は任意)	永見 靖	政策評価実施時期	平成29年8月

平成28年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省28-④)

施策名	目標9-1 環境基本計画の効果的実施					
施策の概要	各主体における環境配慮の織り込みの推進や環境白書等を活用した普及啓発等を行うなど、環境基本計画の効果的な実施により、環境保全に関する施策の効果的な実施を図る。					
達成すべき目標	環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進					
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	86	88	103	104
	補正予算(b)	-	-	-	-	
	繰越し等(c)	-	-	(※記入は任意)	(※記入は任意)	
	合計(a+b+c)	86	88	(※記入は任意)	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	73	77	(※記入は任意)	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	第四次環境基本計画の点検における重点分野等の累積点検数(累積)	基準値	実績値					目標値	達成
		一年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	28年度	○
		-	-	6	14	20	28	28	
	年度ごとの目標値	-	6	14	20	28	-	-	
	環境白書、子ども白書、英語版白書:年1回発行	環境白書、英語版白書を発行した。	施策の進捗状況(実績)	環境白書、英語版白書を発行した。				目標	達成
28年度			年1回発行				28年度	△	
見積りの方針の調整を行った結果を資料に取りまとめ、国会等へ説明する。	見積りの方針の調整を行った結果を資料に取りまとめ、国会等へ説明した。	施策の進捗状況(実績)	見積りの方針の調整を行った結果を資料に取りまとめ、国会等へ説明した。				目標	達成	
		28年度	国会等へ説明				28年度	○	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ・平成28年度において、目標である「第四次環境基本計画の点検における重点分野等の点検数(累積)28件」を達成。 ・平成28年度において、環境白書、英語版白書を発行。 ・平成28年度において、見積りの方針の調整を行った結果を資料へ取りまとめ、国会等へ説明。
	施策の分析	・第四次環境基本計画の点検は、平成25年度から平成28年度まで実施するものであり、毎年度、適切な点検を実施し、目標を達成することができた。 ・平成28年版環境白書を作成し、国会へ報告するとともに、同白書の英語版を作成した。一方、子ども白書については、一部の学校の環境学習の場で活用されているが、年次報告である環境白書に連動させて毎年度データを更新して作成する必要性は低いと判断されたことから、平成28年度は新規の作成は行わず、平成27年度に作成した子ども白書の頒布を継続した。 ・環境保全経費の見積りの方針の調整を行った結果を資料に取りまとめ、国会等へ説明した。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 環境基本計画の効果的実施は、必要不可欠であるので、引き続き、環境保全に関する施策の効果的な実施を図る。 【測定指標】 毎年度、進捗状況の点検が確実に実施されたことがわかる指標であり、妥当である。次期目標は第五次環境基本計画の策定に係るものであるため、単年度の目標となる。 また、環境白書の作成及び環境保全経費の見積り方針の調整は法定事項であり、今後も引き続き実施する必要がある。なお、子ども白書については、今後は年1回の発行ではなく、改定の必要性を踏まえて作成する方針としたことから、測定指標からは外すこととする。

学識経験を有する者の知見の活用	平成28年度は、中央環境審議会において、「経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進」、「国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進」、「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」、「地球温暖化に関する取組」、「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組」、「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」、「包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組」、「放射性物質による環境汚染からの回復等」の8分野の点検を行った。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	第四次環境基本計画の進捗状況・今後の課題について(平成28年11月中央環境審議会)
---------------------------	---

担当部局名	大臣官房 環境計画課	作成責任者名 (※記入は任意)	環境計画課長 秦 康之	政策評価実施時期	平成29年8月
-------	---------------	--------------------	----------------	----------	---------

平成28年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省28-④)

施策名	目標9-2 環境アセスメント制度の適切な運用と改善				
施策の概要	環境に影響を及ぼすと認められる意思決定の各段階において環境影響評価制度等を通じ、環境保全上の適切な配慮を確保する。				
達成すべき目標	環境影響評価法に係る技術手法の向上を図りながら、環境影響評価に関する情報をインターネット等を活用して提供するなど、環境保全上の適切な配慮を確保する。				
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度
	予算の状況(百万円)				
	当初予算(a)	1,622	1,532	1,446	825
	補正予算(b)	0	0	0	367
	繰越し等(c)	276	257	▲ 367	
合計(a+b+c)	1,898	1,789	1,079		
執行額(百万円)	1,302	1,355	877		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定) エネルギー基本計画(平成26年4月11日閣議決定) 日本再興戦略2016(平成28年6月2日閣議決定) 規制改革実施計画(平成28年6月2日閣議決定)				

測定指標	環境影響評価法に基づく手続の実施累積件数(途中から法に基づく手続きへ乗り換えたものの内数)[件]	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	年度	
		-	308(122)	321(122)	355(122)	395(122)	447(122)	-	-
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	
	環境影響評価法に係る環境大臣意見の提出累積回数[回]	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	年度	
		-	154	174	224	283	345	-	-
	年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-	
	風力発電の迅速化による審査日数(累積平均)[日]	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	年度	
-		-	-	416	418	429	465	○	
年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) 風力発電所等の案件が増加したが、環境保全のため適切に環境大臣意見を提出。また、環境影響評価手続の迅速化についても、審査期間の短縮に努めた結果、対象案件について、迅速化を実現。
	施策の分析	・インターネットの活用や研修の開催等による情報提供の場の整備、環境省における審査体制の強化、調査・予測・評価や環境保全措置等の技術的手法の開発、環境影響評価制度全体の合理化・最適化のための検討等により、環境影響評価制度の適切な運用により、環境保全上の適切な配慮の確保に資した。 ・風力発電の迅速化については、「規制改革実施計画」(平成28年6月2日閣議決定)において、具体的な成果について検証することとされ、平成28年度に検証を行い、国等の審査期間短縮、事業者の調査期間短縮のための国の取組は、一定の成果を上げていると評価した。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 環境影響評価制度等を通じた環境保全上の適切な配慮を確保するため、引き続き施策を総合的に進めていく。 【測定指標】 風力発電の迅速化については、今後迅速化の成果の検証結果を踏まえ、審査日数に加え、事業者の調査期間等の追加等を検討する。

学識経験を有する者の知見の活用	・中央環境審議会環境影響評価制度小委員会において、環境影響評価制度の運用等について意見をいただいた。 ・環境影響評価法に基づく環境大臣意見の形成における透明性及び技術的水準の確保を図るため、環境影響審査助言委員から助言を受けた。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	法に基づく案件数 http://www.env.go.jp/policy/assess/3-3statistic/index.html
---------------------------	---

担当部局名	大臣官房 環境影響評価課	作成責任者名 (※記入は任意)	熊倉 基之	政策評価実施時期	平成29年8月
-------	-----------------	--------------------	-------	----------	---------

平成28年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省28-⑫)

施策名	目標9-3 環境問題に関する調査・研究・技術開発					
施策の概要	環境の状況の把握、問題の発見、環境負荷の把握・予測、環境変化の気候や環境影響の解明・予測、環境と経済の相互関係に関する分析、対策技術の開発など各種の調査研究・研究開発を実施するとともに、研究開発のための基盤の整備、成果の普及により環境分野の研究・技術開発を推進し、環境問題の解決や持続可能な社会の構築の基礎とする。					
達成すべき目標	環境技術の研究開発を進め、環境と経済の統合された社会の実現に寄与する。					
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	14,230	12,030	11,773	11,929
		補正予算(b)	1,401	1,508	1,302	
		繰越し等(c)	2,847	728	234	
		合計(a+b+c)	18,478	14,266	13,309	
執行額(百万円)	17,876	13,613	12,939			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第5期科学技術基本計画「第1章(3)、(4)」(平成28年1月22日閣議決定)					

測定指標	環境研究総合推進費の事後評価(5段階)で上位2段階を獲得した課題数(上位2段階の課題数/全評価対象課題数)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	各年度	○
	-	28/58 (50.0%)	47/82 (57.3%)	51/98 (52.0%)	29/55 (52.7%)	27/42 (64.3%)	60%以上		
	年度ごとの目標値	60%以上	60%以上	60%以上	60%以上	60%以上			
環境技術実証事業における累積実証技術数(単位:件) ※平成25年度までの成果目標は(実証技術分野数)×10件	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	各年度	×	
	87	77	36	29	18	15	対象技術分野数×4		
年度ごとの目標	80	90	36	32	36				

評価結果	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ・環境研究総合推進費は目標値を達成した。 ・環境技術実証事業は、本事業が普及・推進し、実証の対象としていた技術分野の一部がJIS化したことにより、対象範囲が狭まったため、実証件数は目標には及ばなかった。しかしながら、通算では603技術を実証しており、依然として世界トップレベルの実績を有している。
	施策の分析	・環境研究総合推進費はH22～H23年度に3つの旧制度を統合して創設された。H23年度以降、H27年度まで目標値には達していなかったが、研究管理強化等の運用改善に努め、H28年度は目標値を達成した。 ・環境技術実証事業は本事業による環境技術及びその測定手法が広く普及したことを受け、対象技術の一部がJIS化した。その結果、対象技術の一部は、本事業の対象外となり、単年度ごの実証数は減少した。また、「試験室等での実証」から「現場での実証」が主体となる等、先進的環境技術の性質が推移していることを受け、1技術当たりの実証に要する業務量、時間及び経費等が増加していることから、26年度目標から見直しを行っている。(平成25年度までは分野数×10、平成26年度からは分野数×4)
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 環境研究総合推進費について、「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」(平成27年8月中環審答申)における、この5年間で取り組むべき重点課題の設定等、外部有識者からの評価・提言をいただいた結果を踏まえた運用改善を図ってまいりたい。 【測定指標】 環境技術実証事業では最新の先端的環境技術の実証及び普及を目的としていることから、毎年対象技術分野の見直しを行っており、技術開発者等のニーズについて調査を行っている。なお、平成28年度からは、特定の対象技術分野を定めず技術の実証を行うテーマ自由枠を開始しており、その実績等を踏まえ、外部有識者の意見を参考に測定指標についても見直しを検討してまいりたい。

学識経験を有する者の知見の活用	環境研究総合推進費事業における研究・技術開発課題については、環境研究企画委員会の研究部会等により事前・中間・事後評価を実施し、環境研究企画委員会が、研究部会ごとの研究評価結果を基に総合的な検討を行った上で、最終的な評価結果を取りまとめ、研究者に開示している。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	・環境研究総合推進費: 中間・事後評価の結果 http://www.env.go.jp/policy/kenkyu/suishin/kadai_hyouka/chukan_jigo.html ・環境技術実証事業: これまでの実証成果(実証済み技術一覧) http://www.env.go.jp/policy/etv/verified/index.html#01
---------------------------	--

担当部局名	大臣官房 環境研究技術室	作成責任者名 (※記入は任意)	太田 志津子	政策評価実施時期	平成29年8月
-------	-----------------	--------------------	--------	----------	---------

平成28年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省28-④)

施策名	目標9-4 環境情報の整備と提供・広報の充実				
施策の概要	環境保全施策を科学的、総合的に推進するため、環境問題に係る情報を体系的に整備し利用を図るとともに、様々なニーズに対応した情報を整備し、各主体への正確かつ適切な提供に努める。また、地球環境問題から身近な環境問題までの現状と取組について、各種媒体を通じた広報活動を行う。				
達成すべき目標	環境情報の体系的な整備、国民等への提供を行い、環境行政の各種施策を推進する基盤とする。				
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度
	予算の状況(百万円)	1,468	1,499	2,052	1,920
	当初予算(a)	1,468	1,499	2,052	1,920
	補正予算(b)	-	-	-	-
	繰越し等(c)	-	-	(※記入は任意)	-
合計(a+b+c)	1,468	1,499	(※記入は任意)	-	
執行額(百万円)	1,316	1,286	(※記入は任意)	-	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-				

測定指標	環境問題に関する情報への国民の満足度(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	28年度	
	15	16.3	29.8	33.6	22.9	24.5	30	x	
	年度ごとの目標値	-	20	24	27	30	-	-	
	研修実施回数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
-	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	30年度			
-	49	49	50	49	52	-	o		
年度ごとの目標	-	50	49	50	49	50	-	-	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 進捗が大きくない (判断根拠) ・「環境問題に関する情報への国民の満足度」については、28年度は目標値(30%)を下回ったが(約25%)、24年度の基準値15%から見ると満足度は大きく上昇している。
	施策の分析	・環境情報の体系的な整備、国民等への提供については、環境統計の整備・充実や環境省ホームページの改善等を通じて着実に実施している。目標値には届かなかったものの、「環境問題に関する情報への国民の満足度」は平成24年度の基準値と比べて大きく上昇しており、施策の効果が現れていると言える。 ・一方、「平成28年度環境にやさしいライフスタイル実態調査報告書」では、環境省ホームページ内にある「我が国の環境政策に関するポータルサイト」の利用経験者に今後の要望を聞いたところ、「信頼でき、正確なもののみ掲載してほしい」(53.4%)、「利用者の理解を助けるため、分かりにくい情報は分かりやすく加工して提供してほしい」(43.8%)が高い割合を占めていることが明らかになった。今後は、政府全体で推進しているオープンデータ化等の取組を一層加速化し、わかりやすく信頼性が高い情報を発信していくことが必要と考えられる。 ・平成28年度に中央環境審議会環境情報専門委員会が実施した「環境情報戦略」に基づく施策のフォローアップ調査結果においても、今後更なるオープンデータ化等の取組が必要と指摘されている。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ・環境情報の体系的な整備、国民等への提供は、環境行政の各種政策を推進する基盤であり、また国民の様々なニーズに対応するものであることから、環境情報の収集・整理や国民への分かりやすい情報提供、オープンデータ等の取組を一層強化する必要がある。 ・環境分野分析用産業連関表については、「平成23年版環境分野分析用産業連関表」を平成29年度中に環境省HP上で公表することで、環境情報の充実を図る。 【測定指標】 ・現行の測定指標である「環境問題に関する情報への国民の満足度」は、第四次環境基本計画(総合的環境指標 助的)に定められている。現在、本基本計画の見直しが実施されているところ、見直しで設定された測定指標に置き換えることも検討する。

学識経験を有する者の知見の活用	・平成28年度の中央環境審議会環境情報専門委員会において、「環境情報戦略」に基づく施策のフォローアップ調査を実施した。 ・「平成23年版環境分野分析用産業連関表」については、平成29年度の公表に向け、平成28年度に「環境分野分析用産業連関表のあり方に関する検討会」を開催し、学識経験者から意見聴取を行い知見の反映を行った。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	環境にやさしいライフスタイル実態調査報告書
---------------------------	-----------------------

担当部署名	大臣官房環境計画課	作成責任者名 (※記入は任意)	兼 康之	政策評価実施時期	平成29年8月
-------	-----------	--------------------	------	----------	---------

平成28年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省28-④)

施策名	目標10-1 放射性物質により汚染された廃棄物の処理					
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法の円滑な施行等により、放射性物質により汚染された廃棄物の適正な処理を推進する。					
達成すべき目標	避難指示解除準備区域及び居住制限区域における帰還の妨げとなる廃棄物(対策地域内廃棄物)を撤去し、仮置場への搬入を完了する。最終的には、放射性物質に汚染された廃棄物を適正に処理する。					
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	138,052	138,710	214,021	185,123
		補正予算(b)	-	-	-26,611	-
		繰越し等(c)	7,901	11,186	15,740	
		合計(a+b+c)	145,953	149,896	203,150	
	執行額(百万円)	40,088	88,464	146,970		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	対策地域内廃棄物の仮置場への搬入が完了した市町村数	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	29年度	×
		0市町村(累計)	-	-	1	1	-	-	
	年度ごとの目標値		-	-	1	7	10		
	<対策地域内廃棄物・指定廃棄物>仮置場の確保・仮設処理施設の設置数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	29年度	○
0市町村(累計)		16	30	36	39	-	-		
年度ごとの目標		-	36	36	38	40			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③相当程度進展あり (判断根拠) 対策地域内の各市町村の対策地域内廃棄物の仮置場への搬入が完了する時期については、「汚染廃棄物対策地域内における災害廃棄物等の処理について」(平成28年7月8日)において記載しているとおり、平成28年5月時点で想定していた対策地域内廃棄物量を基に推計したものの、その後、避難指示の長期化に伴い、対策地域内廃棄物量が平成28年5月時点の推計値よりも多く発生していることから、仮置場への搬入が完了した市町村数は昨年度に設定した目標値よりも少なくなっているところ。 また、対策地域内廃棄物及び福島県内の指定廃棄物については、仮置場の確保、仮設焼却施設の整備及び同施設における処理が進んでいるところ。 なお、福島県以外の県においては、指定廃棄物の今後の処理について、ご地元との調整を続けているところ。
	施策の分析	放射性物質に汚染された廃棄物の処理には、自治体や地元住民の理解を得ることが重要であり、丁寧な対応が必要である。 【進捗状況】 対策地域内廃棄物である災害廃棄物等の処理において、 ①災害廃棄物等の仮置場への搬入は、平成28年度末時点で約140万トンとなっているところ。 ②可燃物を減容化処理するために必要な仮設焼却施設の設置を9市町村(10施設)で計画しており、平成28年度末時点で、2施設が処理を完了、6施設が稼働中、1施設が建設工事中、1施設が発注準備中である。 指定廃棄物の処理において、 ①福島県の県中・県南等24市町村の農林業系廃棄物の減容化事業について、平成29年度から処理を開始した。 ②福島県安達地方の3市村(二本松市、本宮市、大玉村)の農林業系廃棄物の減容化事業については建設工事に向けた準備を行っている。 ③福島県以外の県については、平成28年12月に群馬県において、指定廃棄物の処理方針が決定した。また、栃木県では平成28年10月に、茨城県では平成29年3月に指定廃棄物等の放射能濃度の再測定結果を公表した。

<p>次期目標等への 反映の方向性</p>	<p>【施策】 放射性物質に汚染された廃棄物の処理は、原子力災害からの復興・再生に欠かせない重要な業務であり、引き続き対応すべき施策である。</p> <p>【測定指標】 廃棄物の処理の進捗状況が定量的に示せるよう、平成26年度から測定指標を対策地域内廃棄物処理計画(平成25年12月一部改定)において定められている市町村数と仮置場の確保・仮設処理施設の設置数に変更したところ。引き続き、定量的な指標で廃棄物の処理の進捗を表していく。</p>
---------------------------	--

<p>学識経験を有する者の知 見の活用</p>	<p>-</p>
-----------------------------	----------

<p>政策評価を行う過程にお いて使用した資料その他 の情報</p>	<p>-</p>
--	----------

<p>担当部局名</p>	<p>環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課放射性物質汚染廃棄物対策室</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>放射性物質汚染 廃棄物対策室長</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成29年8月</p>
--------------	--	----------------------------	----------------------------	-----------------	----------------

施策名	目標10-2 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等					
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法に基づき、除染等の措置等を迅速に実施する。					
達成すべき目標	東京電力福島第一原子力発電所の事故によって飛散した放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減する。					
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	355,987	491,416	657,009	473,025
		補正予算(b)	150,000	78,301	297,826	
		繰越し等(c)	100,250	91,433	-55,886	
		合計(a+b+c)	606,237	661,149	898,949	
執行額(百万円)	539,308	548,242	852,812			
施策に關係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	・「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針(平成28年3月閣議決定) ・原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針(2016年12月閣議決定) ・施政方針演説「今年度中に、帰還困難区域を除き、除染が完了します。廃炉、賠償等を安定的に実施することと併せ、2020年には身近な場所から仮置き場をなくせるよう、中間貯蔵施設の建設を急ぎます。」(2017年1月・抜粋)					

	施策の進捗状況(実績)		目標	達成
	追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト以上の地域	<p>除染特別地域においては、平成28年度末までに、全ての市町村で帰還困難区域を除く避難指示区域における面的除染が完了した。</p> <p>なお、避難指示解除の要件①空間線量率が推定された年間積算線量が20ミリシーベルト以下になることが確実であること、②電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必須なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスが概ね復旧すること、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗すること、③県、市町村、住民との十分な協議)が充足された地域は避難指示が解除され、平成28年6月12日に葛尾村、平成28年7月12日に南相馬市、平成28年3月31日に飯館村、川俣町、浪江町、平成29年4月1日に富岡町の避難指示が解除されたところ。</p>	<p>各自治体の特別地域内除染実施計画に定めるとおり</p> <p>当該地域を段階的かつ迅速に縮小(ただし、線量が高い地域は長期の取組が必要)</p>	—
追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満の地域における、年間追加被ばく線量	<p>政府としては、除染のみならず、モニタリングや食品の安全管理、リスクコミュニケーション等の施策を通じ、住民の方々が生活する中で、個人が受ける追加被ばく線量を、長期目標として、年間1ミリシーベルト以下になることを目指し放射線防護措置に取り組んでいるところ。</p> <p>その中で除染については、除染特別地域においては、上述の通り、平成28年度末までに、全ての市町村で帰還困難区域を除く避難指示区域における面的除染が完了し、汚染状況重点調査地域では、各市町村が地域ごとの実情、優先順位や実現可能性を踏まえて除染実施計画を策定し、これに基づき除染を進めてきたところであり、平成28年度末にはそのうち住宅や公共施設等日々の生活の場における除染作業がおおむね完了した。</p> <p>また、平成28年度末までに、12市町村において、地域の放射線量が毎時0.23マイクロシーベルト未満となったことが確認され、汚染状況重点調査地域の地域指定が解除された。これにより、汚染状況重点調査地域に指定されている市町村は104市町村から92市町村になった。</p>	<p>長期的な目標</p> <p>総合的・重層的な放射線防護措置により個人が受ける年間追加被ばく線量1ミリシーベルト以下を目指す</p>	—	

		施策の進捗状況(実績)	目標	達成
中間貯蔵施設の整備及び除去土壌等の搬入の推進		<p>福島県内の除染に伴い発生した土壌や廃棄物等を福島県外で最終処分するまでの間、安全かつ集中的に管理・保管する中間貯蔵施設については、平成28年3月に「中間貯蔵施設に係る「当面5年間の見通し」」を公表しており、これに沿って事業を進めている。</p> <p>用地については、平成29年3月末時点で全体面積の約23.5%に当たる約376ヘクタールが契約済となっている。</p> <p>施設については、平成28年11月に土壌貯蔵施設などの本格施設の整備に着工したところである。</p> <p>輸送については、平成28年度は約18万4千㎡の除去土壌等を中間貯蔵施設に搬入したところである。</p> <p>除去土壌等の減容・再生利用については、平成28年4月に除去土壌等の減容・再生利用に係る技術開発戦略を取りまとめ、同年6月には福島県内から発生した除去土壌を対象として「再生資源化した除去土壌の安全な利用に係る基本的考え方」を公表したところである。</p>	<p>長期的な目標</p> <p>中間貯蔵施設の整備及び除去土壌等の搬入</p>	—

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>○放射性物質汚染対処特措法の成立(平成23年8月)後、基本方針の閣議決定、関係政省令の制定、除染関係ガイドラインの作成等を経て、平成24年1月から全面施行され、本法の基本方針等に基づき、除染等の措置等に取り組んできたところ。具体的には、国が除染を行う除染特別地域については、平成28年度末までに、全ての市町村で帰還困難区域を除く避難指示区域における面的除染が完了した。市町村が中心となって除染を実施する汚染状況重点調査地域についても、各々町村が地域ごとの実情、優先順位や実現可能性を踏まえて除染実施計画を策定し、これに基づき除染を進めてきたところであり、平成28年度末にはそのうち住宅や公共施設等日々の生活の場における除染作業がおおむね完了した。また、平成28年度末までに、12市町村において、地域の放射線量が毎時0.23マイクロシーベルト未満となったことが確認され、汚染状況重点調査地域の地域指定が解除された。これにより、汚染状況重点調査地域に指定されている市町村は104市町村から92市町村になった。</p> <p>○平成28年3月に「中間貯蔵施設にかかる当面5年間の見通し」を公表し、これに沿って事業を行っているところ。平成29年3月までに、約18万4千㎡の除染土壌等を搬入し、施設の整備に必要な用地取得については、平成29年3月末時点で、約376haの用地を取得し、「当面5年間の見通し」で定めている目標を超えたところ。また、「平成29年度の中間貯蔵施設事業の方針」に基づき、既に工事に着手している土壌貯蔵施設などの本格施設の整備を進め、平成29年秋頃を目途に貯蔵開始を行い、他の施設整備に着手するとともに、約50万㎡の輸送を実施していくこととしている。</p>	(判断根拠)
	施策の分析	<p>○国が除染を行う除染特別地域については、すべての市町村で面的除染が完了し、市町村が中心となって除染を実施する汚染状況重点調査地域についても、住宅や公共施設等日々の生活の場における除染作業がおおむね完了するなど、確実に進捗している。残る自治体についても、少しでも早く面的除染が完了するよう、引き続き、福島県と連携し、支援していくとともに、除染により生じた除去土壌等の適正管理、除染実施後のフォローアップなどに取り組むことが重要。</p> <p>○「平成29年度の中間貯蔵施設事業の方針」に基づき、既に工事に着手している土壌貯蔵施設などの本格施設の整備を進め、平成29年秋頃を目途に貯蔵開始を行い、他の施設整備に着手するとともに、50万㎡程度の輸送を実施していくこととしている。用地取得や施設整備などの中間貯蔵施設への搬入に向けた取組を引き続き着実に進めていくことが必要である。</p>	
	次期目標等への反映の方向性	<p>引き続き、すべての自治体での面的除染の完了に向け支援を行うとともに、除染により生じた除去土壌等の適正管理、除染実施後のフォローアップなどに取り組む。また、中間貯蔵施設の整備及び除去土壌等の搬入の推進に向け、政府一丸となって取り組む。</p>	

学識経験を有する者の知見の活用	放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会、環境回復検討会、中間貯蔵施設安全対策検討会、中間貯蔵施設環境保全対策検討会、中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係る検討会、中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会等
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	除染の進捗等については随時、「環境回復検討会」等において議論を行い、開催後速やかに環境省HPに資料及び議事録を公表しているところ。
---------------------------	---

担当部局名	環境再生事業担当 参事官室 環境再生施設整備 担当参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	神谷洋一(環境再生事業担当参事官) 西村治彦(環境再生施設整備担当参事官)	政策評価実施時期	平成29年8月
-------	--	--------------------	--	----------	---------

施策名	目標10-3 放射線に係る一般住民の健康管理・健康不安対策					
施策の概要	今般の東京電力福島第一原発事故を受け、福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に交付金を交付するなど、原子力被災者の健康の確保に必要な事業を中長期的に実施する体制整備を支援した。さらに、原子力被災者の健康確保に万全を期すため、福島県の基金実施事業の前提となる被ばく線量の評価、人材育成、リスクコミュニケーションの推進等、国として実施すべき事業を行う。					
達成すべき目標	原子力被災者の健康確保、健康不安の解消					
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	2,309	2,256	2,151	2,194
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	2,309	2,256	2,151	
執行額(百万円)	1,331	1,425	1,233			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	・福島復興再生特別措置法及び同法に基づく福島復興再生基本方針 ・東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律及び同法に基づく基本方針					

測定指標	①研究の採択等件数 (被ばく線量評価、健康影響、健康不安対策等に関する調査研究)	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	毎年度	○
		15	15	20	22	20	23	20	
	年度ごとの目標値		10	20	20	20	20		
	②受講者満足度(%) (保健医療福祉等関係者研修会、住民セミナー平均)	基準	実績値					目標	達成
		26年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	毎年度	○
		92	92	87	90			80	
	年度ごとの目標		80	80	80				
	③専門家派遣件数 (相談員支援センターにおける専門家派遣件数)	基準	実績値					目標	達成
		26年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	毎年度	○
11		11	51	72			72		
年度ごとの目標		-	-	72					
④福島県「県民健康調査」の進捗	施策の進捗状況(実績)						目標	達成	
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	福島県「県民健康調査」の着実な実施	○	
	福島県に県民健康調査に係る交付金を交付するとともに、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーション事業等を実施	福島県に県民健康調査に係る交付金を交付するとともに、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーション事業等を実施	福島県に県民健康調査に係る交付金を交付するとともに、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーション事業等を実施	福島県に県民健康調査に係る交付金を交付するとともに、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーション事業等を実施	福島県に県民健康調査に係る交付金を交付するとともに、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーション事業等を実施	福島県に県民健康調査に係る交付金を交付するとともに、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーション事業等を実施			

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	目標達成
	(判断根拠)	・被ばく線量評価、健康影響、健康不安対策等に関する調査研究(測定指標①)については、有識者による研究成果及び次年度の研究計画の評価を実施し、23件の採択等実施した。 ・安心・リスクコミュニケーション事業(測定指標②)においては、統一資料を改訂するとともに、住民からの相談に対応する保健医療福祉関係者、教育関係者等への研修、住民を対象とした住民セミナーや少人数での意見交換会等を実施し、90%の受講者満足度を得た。 ・放射線影響に関する相談員の支援拠点事業(測定指標③)においては、いわき市に設置した放射線リスクコミュニケーション相談員支援センターにおいて、相談員から寄せられる放射線による健康不安等に係る相談対応や、72件の専門家派遣を実施した。 ・福島県「県民健康調査」の進捗(測定指標④)においては、福島県に県民健康調査にかかる交付金を交付するとともに、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーション事業等を実施した。

評価結果	施策の分析	<p>原子力被災者の健康確保に万全を期すため、福島県の基金実施事業の前提となる被ばく線量の評価、人材育成、リスクコミュニケーションの推進等の国として実施すべき事業を行った。また、「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議 中間取りまとめ」を受けた「環境省における当面の施策の方向性」を踏まえた対応を行う必要があることも踏まえ、以下のとおり課題を整理した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被ばく線量評価、健康影響、健康不安対策等に関する調査研究(測定指標①)については、「施策の方向性」のうち「事故初期における被ばく線量の把握・評価の推進」「福島県及び福島近隣県における疾病罹患動向の把握」について実施する必要がある。 ・安心・リスクコミュニケーション事業(測定指標②)は、「施策の方向性」において「リスクコミュニケーション事業の継続・充実」を図るとされているため、実施する必要がある。 ・放射線影響に関する相談員の支援拠点事業(測定指標③)においては、施策の方向性における「リスクコミュニケーション事業の継続・充実」を受け、避難指示解除の拡大に伴う相談等の増加に対応していく必要がある。 ・福島県「県民健康調査」の進捗(測定指標④)においては、施策の方向性において、福島県の県民健康調査「甲状腺検査」の充実を図るとされており、引き続き福島県等関係自治体や関係機関と緊密に連携し状況を把握する必要がある。
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 上記のような成果と課題の整理ができたことを踏まえ、これを継続して実施する</p> <p>【測定指標】 施策目標の全体的な達成度を測定する指標として、より適切な項目立て等を継続して検討する</p>

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	環境保健部放射線健康管理担当参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	放射線健康管理担当参事官 前田 光哉	政策評価実施時期	平成29年8月
-------	--------------------	--------------------	-----------------------	----------	---------